

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第9期第5回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
2 開催日時	令和3年10月15日(金) 14:00~16:00
3 開催場所	河内長野市役所3階 301会議室
4 会議の概要	① 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について ② その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 自治協働課 (内線 707)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第9期第5回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日時：令和3年10月15日（金）14時～16時

会場：河内長野市役所3階 301会議室

出席委員：上尾、岡島、柏木、齊藤、久、前田、水谷、森田、山田

事務局：浦、新井、向原、吉川、小松、阪下

1. 開 会

① 事務局職員紹介

2. 案 件

① 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について

② その他

3. 閉 会

① 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について

久 会 長：こんにちは。今日の案件は一つです。協働促進に関する指針について話したいと思います。お気づきかと思いますが、非常にシンプルにしていますが、非常にシンプルにさせていただきました。いわゆる実行計画・アクションプランになる部分を別途作られた方が良くと前回アドバイスをさせていただき、指針に当たる部分、本当に読んでほしい部分だけを抜き出しコンパクトにまとめていただきました。これを更に良いものにしていきましょう。

では、事務局の方から説明があればよろしくをお願いします。

※資料3・4に基づき事務局説明

久 会 長：ありがとうございます。説明の都合で資料3も見ていただきましたが資料4を主に見ながら指針を更に良いものにしていきたいと思います。それでは、ご質問ご意見あればお願いします。

委 員：指針に関して、前回言い切れなかった意見については、後日メモにして出させていただきました。多くの部分を取り入れていただいたかと思います。

ありがとうございます。指針がコンパクトになったことは、わかりやすく
て良いことだと思います。全体像がわかるようになったことで、改めて見
てきた部分があるので、すべてまとめて言わせていただきます。

まず、確認でお聞きしたいところですが、第1章「協働によるまちづくり」
と第2章「支援・協働のあり方」に分かれています。第1章と第2章の
違いがわかりません。どういう風に分けているのか明確ではないので、ど
ういう考えで第1章と第2章を分けているかお聞きしたいです。

事 務 局：基本的には第1章では協働の全般的な部分を、第2章では支援など推進し
ていくための施策の展開について、基本的な考え方を記載しています。

久 会 長：第2章では実際に協働や支援をするときの原則など、考え方や役割を書い
ています。第1章では全般的な背景や、協働の必要性など、各団体の位置
づけを書いているという違いです。

委 員：わかりました。まず、「改訂版の策定にあたって」はこれで良いです。p
1「はじめに」も良いと思います。p2の「1. 協働とは」は、今回付け
加えた部分も含め良いと思います。「2. なぜ協働が必要か」と「3. 協
働の背景」が順番に記載されていますが、「2. なぜ協働が必要か」が「3.
協働の背景」の内容を要約しているだけで、大部分が被っています。私は、
「協働の背景」があって、それを受けて「なぜ協働が必要か」といった話
があると思いました。その方がすっきりします。

次に、「3. 協働の背景」の中に「(2) 地方分権・地方創生の流れ」とあ
ります。20年ほど前だと思うのですが、当初協働の必要性が出てきたと
きには、地方創生の考え方はなかったと思います。地方創生はここに書か
れているように、平成26年とあるので、7・8年前から出てきたものだと
認識していますので、「(2) 地方分権・地方創生の流れ」と地方分権と地
方創生をまとめて書いてしまうことは違いませんか。

地方分権とは、単に権力を地方に分散するというものであり、それによる
弊害として、地方自治体の負担増ということがあると思っています。負担
が増えたので、協働が必要になったという流れではありませんか。

一方で、地方創生というのは、協働がある程度進んできてから出てきたも
のです。地方分権によるマイナスの部分を補うだけでなく、市民がより
行政に参加することで、地域のその特性を生かし、地域に活力を与え人口
減少・超高齢化に対応するような、当初の地方分権とは違った意味を地方
創生では与えていると思います。私はそう理解しているため、間違ってい

るかもしれません。

そうすると、「(2) 地方分権・地方創生の流れ」は、地方分権の流れと地方創生の流れを分けて、「(5) 地方創生の流れ」という項目を最後に加えた方がわかりやすいと思います。それに伴い、p 4の図に、地方分権・地方創生の流れを一つにして記載していますが、分けて記載すべきです。地方分権と地方創生は性質が異なるように思うので、それぞれが協働によるまちづくりに関わっていくという書き方が一番です。

もう一つ確認です。p 5では「これまでの公共」から「新たな公共」へとということを書いています。が、「新たな公共」というのは「市民と行政との協働」だけでなく「市民相互の協働」も含まれますか。※3の図を見ると、「市民相互の協働」は入っていませんが、これは図を簡略化しているということで、実際は「新たな公共」に「市民相互の協働」が含まれるかを確認したいです。

事務局：「新たな公共」には「市民相互の協働」ももちろん入ってくると考えていますが、ここにおいては、市民と行政の2者での概念図を作っているの、このような図になっています。

委員：わかりました。図を修正してほしいという意味ではなくて、「新たな公共」には「市民相互の協働」も入っているか確認したかっただけです。そういうことであれば、p 6の※6の図、下から2つ目の枠で「これまでの公共」から「新たな公共」へとありますが、この枠は他の枠とは性質が違うので、一緒に並べない方が良いと感じました。この枠は※6の図から外して、図の矢印のもとに「これまでの公共」を、矢印の先に「新たな公共」を持ってくることで、下から順番に「これまでの公共」から「協働の必要性」「協働によるまちづくり」「自立性の高いまちづくり」を経て、「新たな公共」を目指していくという図にした方がわかりやすいと思います。「自立性の高いまちづくり」というのは、協働によるまちづくりの完成形になると考えています。「新たな公共」は「自立性の高いまちづくり」の言い換えです。「自立性の高いまちづくり」は「新たな公共」の完成系と私は受け取りました。

p 5の下から7行目に初めて「市民公益活動団体」という言葉が初めて出てきます。ここに注釈などで、用語の説明をつけるか、もしくは後のページで説明が出てくるので、何ページ参照と記載するなど、何か用語の説明があった方がわかりやすいです。

p 7「行政の担うべき役割」ということで、「1. 自治体運営の基本原則」、

「2. 行政が担うべき領域」、「3. 『行政主導型』から『協働型』へ」と記載がありますが、順番としては、「3. 『行政主導型』から『協働型』へ」は、「2. 行政が担うべき領域」より前に記載した方が良いのではないのでしょうか。「1. 自治体運営の基本原則」に、お互いの担うべき領域を、あらかじめ固定的に決めるのではなく、双方で確認しながら進めることが必要と記載されているので、先に「2. 行政が担うべき領域」が出るより、「3. 『行政主導型』から『協働型』へ」が先に出てきた方が流れに違和感がありません。

行政が担う役割が抽象的でわかりにくいです。行政の担う役割の1つが、市民公益活動の支援で、中でも一番大事なものは基盤整備です。もう1つは、市民と行政で協働をする際の仕組みづくり。そして、実際に協働を推進していくこと、つまり協働によるまちづくりを市民と一緒にすること、この3つが行政の役割だと思います。それをもう少し「3. 『行政主導型』から『協働型』へ」の中に、わかりやすく書いた方が良いと思います。少し記載されていますが、字が小さいので大きい字にして、もう少しはっきり書くべきです。

p 9は「市民公益活動の担い手」について書かれています。p 8の下から6行目に「市民公益活動の基盤を整備し」と記載がありますが、基盤が何か書かれておらずわかりにくいです。前回の懇談会でお聞きしましたが、基盤とはヒトモノカネだと言われましたので、基盤の一つが担い手だと思っています。しかし、基盤のうちの一つしかここには記載がありません。細かい基盤の内容については、アクションプランで書かれると思いますが、基盤が何かということ指針のどこかに書く必要があります。担い手、拠点づくり、人のつながり、ネットワーク、情報の収集、基盤整備のための資金などを列挙したほうが良いと思います。p 9のタイトルも「市民公益活動の担い手」にするのではなく、「基盤整備」に変え、細かい説明はアクションプランでも良いので、基盤として何があるということ指針で触れてはいかがでしょうか。

p 13の「(4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施」ですが、全体的な内容についてではなく、市民公益活動団体についてということだと思いますが、それを少し書いていただきたいです。(4) 以外は全体的なことに対する推進ですが、(4) は市民公益活動団体についてのことと理解しました。

p 14、「推進のための役割」ということで、行政の役割、市民の役割、事業者の役割、中間支援組織の役割とでてきます。行政の役割が書かれています。第1章でも行政の担うべき領域の記載があります。第1章でも

出てきて、第2章でも出てくるので少し違和感がありました。推進のための役割が全体にあって、その中で行政の役割について記載がある方が自然だと思います。

第1章で書いている内容と第2章で書いている内容があまり変わりません。ただ要約しているだけだと思ったので、整理した方が良いのではありませんか。

そこで私は、p14の行政・市民・事業者・中間支援組織のすべての役割を、p7の「行政の担うべき役割」に移し、次の市民公益活動の基盤整備を、第2章の方に移してはどうかと考えています。

それと最後に指針から抜いた部分がありますが、第2章に庁内組織のことや中間支援組織のことも記載した方が良いと思います。どのように書くかは思いつきませんでした。

実際に協働を推進するにあたって、現在の庁内組織と市民同士の団体の組織だけで、全体的な協働を促進することは少し危ないと思います。専門家の方にもう少し関わってもらうべきです。そのための費用がどれくらいかわかりませんが、そのための予算措置を取ってでも、専門家によるコーディネート運用をしてほしいです。基盤整備から全てをその専門家の指導の基に、市長直轄などで進めないといけません。

実際私が、自治会などで活動している中で、市の方と協働をしていますが、色々とぶつかることがあります。少し違うのではないかと思うことが多くあります。市、部長含めた職員さんの考え方と対応の仕方が、協働を進めるにあたってギャップがあると感じます。その事業は始まってだいぶ時間が経つのですが、もう少しきちんと体制を作らないといけません。協働をする際は、予算を取って専門家の方を入れて行ってもらいたいと思いました。以上です。長くなり申し訳ありません。

久 会 長：私の方からまずお話ししますと、先ほどのp2において、地方分権によって地方の負担が増えたから協働が必要になったというストーリーは違います。

委 員：ちがいますか。要因は一つだけではないですが。

久 会 長：いえ、それは違います。ここで、委員さんのお話を聞いて思いましたのは、地方分権・地方創生の流れだけではなくて、ここに書いているのは地方自治の変化ということですよ。地方自治がどのように変化しているのかということが、協働の背景に非常に重要だということを書いているので、

それを地方分権・地方創生とまとめて書いてしまうので、ある意味誤解が生じるのではないかと思います。

2000年以降、2021年までにかなり様々な形で地方自治の変化がありました。その中で協働が、ますます必要になってきています。国が地方に仕事を振ってきているという意味での地方分権ではなく、本来地方が主権をもって、そして市民と共に地域の特性に合わせて、地域課題を解決していくというのが本来の姿でした。しかし、今まで、明治政府以降、国が主導的に動いてきたので、そろそろそれを本来の形に戻していこうという流れが、本来の地方分権の流れです。それは委員さんがおっしゃるように権限をまず移行していくということが第一段階です。その中で地方自治体が、創意工夫をして頑張っていくという流れがあります。その中でどのような形で効果的、効率的にやっていくかという中で、協働というスタイルが非常に重要になってきました。そういう流れですので、単に国から押し付けられたわけではないということです。

更に、平成の大合併の話があります。平成の大合併は、地方分権からの流れもあるわけです。つまり、地方で頑張れと言われたときに、小さな自治体では、特に財政面でなかなか難しいという話になり、結果合併を促進していく流れとなりました。しかしながら、各自自治体で起こっていることですが、そうなってくると市民から行政が遠くなってしまいます。小さな町・村でやってきたことが、大きな市でやることになりますから、市民との距離が遠くなります。そこで地方自治法が改正になって、地域協議会という組織が法律として作れるようになりました。まさしくそれは市のより身近なところで、新たな組織を作ることができるということです。河内長野市はそういう合併はしませんでした。その流れの中で、このまちづくり協議会が位置づけられると思います。より身近なところで、協働ができるような仕組みを作っておかないといけない中で、まちづくり協議会が出てきています。そういう意味では、この地方分権の次に平成の大合併を絡めた地域協議会の話なども入っても良いと思いました。

その次に、今度は地方創生の話がでてきます。これはまず人口が減っていくという状況に変わりました。そうするとますます地域が創意工夫をしながら頑張っていけないといけない状況で、地方創生の話が出てきて、そこに国も応援しましょうというストーリーになっています。そこをもう少し、丁寧に説明していけば、先ほどの誤解が生じませんし、地方自治の流れの中で協働がどのように位置づいていっているのかということが明確になっていきますので、ここはもう一度今のお話しを受けていただいて、丁寧に説明した方が良いのではないかと思います。

委員：わかりました。それならば結構です。今のお話を聞いて、もう一つ良いですか。地方自治体が変質してきた中で、上から言われているというだけではなくて、主体性をもってしていくということですが、それは地方自治体としてそうしたいとあまり思っていなかったのではありませんか。

久会長：それは市町村によって違います。

委員：少なくとも河内長野市は思っていなかったのではないのでしょうか。なぜならそう思う場面が多くあります。なにか物事を言うと、「それは上からは何も下りてきていません。府から何も言ってきてません。」と言われることが様々な部署であります。河内長野市としてはどうですかと聞いても、「それは言えません」ということが多くあります。本当は、地方自治体は国や、府、市なども対等であるはずです。だから、主体的に動いても良いはずなのに、国や府からまだ下りてきてませんという言い方をされます。ただ、これは指針の話とは違いますが、現実には少し感じます。

久会長：先ほどのそれと同じようなご指摘は、なかなか協働を進めようと思っても動けないということかと思えます。それは、市職員さんの動き方が違うという話と一緒にありませんか。つまりそれは、方針・指針のレベルではなくて、それをどう受け取って動くかという話なので、指針の話とは少し違います。

委員：わかります。指針の話とは違う別の問題です。

久会長：だから先ほどの、専門家が入って指導するという話も実行計画レベルの話であって、大きな方針のところには書かない方が良いでしょうし、書けないと思います。

委員：そうですか。わかりました。それならば結構です。

久会長：あと、委員さんのご指摘を受けて事務局で書き換えていただくかどうかということで、皆さんの意見を賜りながら、決めていかないといけないと思います。「ちょっとこの意見に対し私は違うよ」など意見がありましたら、言っていただければと思います。ないようでしたら、事務局の方で受けていただくということになります。

委員：委員さんが言ってくださった、こういう流れで書いた方が、理解がしやすいという話は、私も聞いていてそうだなと思いました。指針を読む対象が、できるだけたくさんの人に、わかりやすくということを前提にしているのであれば、話の流れもそうですし、かなり専門的な用語が多く出ているので、理解が難しく、更に注釈が必要だと思いました。例えば、最初の「改訂版の策定にあたって」の Society5.0 は、TVなどを一生懸命見ている人はわかると思います。私は、「これはなんだったかなあ」という感じでした。他でいうと、p 3の ICTの話についても、「ICTとITの違いは何だったかな」と読みながら調べました。若い人はわかるかもしれませんが、広くこの指針をわかってもらうとなると、更に用語の説明があった方がわかりやすいです。

そして、この指針自体が資料4で、その中の最後のページに資料編があります。前の資料2・3に比べると少ないので、見やすいと思いますが、これ全体が資料なので、最後の資料編のページを「補足資料」などに変更した方が紛らわしくないと思いました。

それと、p 8※7の図ですけど、「協働の領域」が、行政責任の領域の方に寄っているのですが、本来は全体のことなので、行政の領域と市民の領域の真ん中に、引いている斜線の上に「協働の領域」を持ってきた方がわかりやすいと思いました。そして、行政責任の領域と民間主導の領域の矢印が左右で分かれています。重なる部分があっあいまいということ表現したいのであれば、あえて左右に分けないで、左右どちらかに矢印をそろえた方がわかりやすいと思いました。

それから、p 9の「2. 事業者」のところ、「②. 新たな事業者」で色々な企業形態などが多くでてきますが、LLPやLLCなどの形態の取りつつ「まちづくり会社」というところが、どうつながっているのかわからず、言葉が足りないのではないかなという印象です。

久会長：新しい話が出てきましたが、p 9のところは私も同じことを思いました。社会的企業、労働者協働組合、LLP、LLC、まちづくり会社とありますが、これは整理ができていません。法人格の部分と組織の名前が混ざっているの、そこを整理してもらおうと良いと思います。つまり「社会的課題をビジネスにしている社会的企業であったり、あるいはコミュニティを含む形での労働者協働組合であったり、ある特定地域の活性化を目指したまちづくり協議会など、利益を求めているが、一方で社会的な活動をしている方々も増えてきています」、で止めたら良いと思います。そして「その法

人格としては、LLP や LLC など新しい法人格で活動されている企業が増えてきています」というような2段構えにさせていただくとわかると思います。これは文章の書き方の問題です。

委員さんのご意見を賜って、p 7のところは、「行政の担うべき役割」というタイトルが誤解を招くと思っており、p 7は役割を書いているのではなく、協働における行政の姿勢を書いていると思います。そして、実際の行政の役割については第2章に書いてあります。そのため、タイトルを「協働における行政の姿勢」とすると、役割についての記載が2回出てくることもないため、書き直さなくてもすっきりと整います。

そして、市民公益活動の基盤の話を、行政の中で書いてしまっていますが、協働するときには市民側も必要なものがあります。それを踏まえて言いますと、前の方でまとめて書いた方が良く私は思いました。具体的にはp 5・6のあたり、どこに収まるかということを考えないといけません、協働によるまちづくりを進めるために、どんなものが必要かについて、節を立てるのかどうかというところを考えてもらったら良いと思います。

協働というのは、言い換えると手をつなぐことです。その手をつなぐ仕組みを作っておかないといけません。英語でいうところのプラットフォームです。そのプラットフォームを作っていく必要があります。そこでみんなが集まりネットワークができていくのが、一番重要なので、そのことを指針に書いてもらおうと良いと思います。そのプラットフォームの仕組みができていけば、人と人もつながっていきます。そしてお金が足りない人にお金を差し上げるという仕組みもできます。更に情報も交換できます。まずはプラットフォームという仕組みを作って、そこに様々な人のお金が流れていくという説明にさせていただくと良いと思います。それを担っているのが、中間支援組織です。そして、前も言いましたが、自治体戦略2040構想研究会が、これからは行政職員がプラットフォームビルダーになってくださいと言っています。最初p 6くらいに、プラットフォームの重要性が書かれていれば、p 8の「3. 『行政主導型』から『協働型』へ」にこれから行政職員はプラットフォームを作っていくことが非常に重要な役割になりますという話が書き込めます。更に付け加えていただいた、中間支援の役割がここにもつながっていくと思いますので、行政の中に書くよりも、より前に基盤とはいったい何かということ、書いていただいた方が、後がつながりやすいと思いました。

委員：基盤の整備とは、プラットフォームのことですか。少し違う気がします。

久 会 長：プラットフォームだけではありません。まず手をつないでいくためには、そういうプラットフォームが一番重要ではないでしょうかということです。少し脱線しますが、市民活動団体はお金に困っています。お金に困っているから補助金をもらいます。しかし、今クラウドファンディングで、市民同士が寄付をし合って、回しているところも出てきています。行政が関わらなくても、市民同士でお金の受け渡しをして、回していく仕組みが出来上がっています。そういう意味では、プラットフォームの仕組みさえきちんと動いていけば、色々な事ができると思います。

そういう意味でも、自治体戦略2040構想研究会の話もp3あたりで少し触れていただくと良いと思います。これは人口減少時代における行政のあり方を言っているので、「(4) 地域活動の担い手不足」を人口減少時代における今後の対応の話にしていくと、行政としてはやり方も変えていかないといけない、地域も人材不足になっていくので、どう対処していったら良いかということも指針に書けると思います。

更に言うのであれば、どうしてまちづくり協議会の必要性が出てくるかということは、そこにもあります。たくさん組織が地域にあるにも関わらず、担い手がほとんど一緒、それであれば組織を一本化した方が、やりやすいのではないかという動きの一つでもあります。人材不足というのは、限られた人材が、色々な組織に所属するから起こっている人材不足もあるので、それは組織を変えたら、人材不足ではなくなります。そこに導くためには、行政側の人口減少時代への対応と地域側の人口減少時代への対応を重ねて書くと、良いのではないのでしょうか。

委 員：第1章ですか。

久 会 長：そうです。あといかがでしょうか。

委 員：今回我々が議論しているものは指針ということですが、これが指針であるように見えません。前回は指針の中に一応具体的な方策などがありました。これをアクションプランに切り離したとなりますと、第1章で背景や現状など、基本的な考え方を申し上げており、これは良いと思います。そうすると、第2章はやはり指針らしいことが書かれていないといけないと思います。指針というのは、いわゆる今後どうしていくかという導きのようなもので、そういったものが今回の指針からは読み取れません。これを見られた多くの方々が、どこが導きなのか、どこが指針なのかという感想を持たれるのではないのでしょうか。この第2章のところで、先程話に上

った役割の部分が重複していますので、前の方に持って行っていただくことは良いと思います。原則というのが p 7 に書かれており、これも良いと思います。原則はこうです、そしてその原則を踏まえて、今後こうしていかないといけないという文言が、必要かと思います。安直に考えると、第 2 章に後で出るであろうアクションプランの表題を並べれば良いと思います。アクションプランで出す内容の予告編みたいなことを指針に記載しませんか。指針を作りましたが、これによって行う具体的な方策は後でまた作りますということがどこかに必要だと私は思いました。

それともう一つ、NPO 法人榎本地域活動協議会の例を書かれていますが、指針ということであれば、この内容はここで出すべきではありません。具体的な方策には入れて良いと思います。指針は協働のマスタープランのようなものですから、これだけ具体的な内容を指針で出すのはいかがかと思えます。以上です。

久 会 長：例が一つだけですので、余計に目立っているかもしれません。少し内容のエッセンスを榎本の事例等を出さずに、書く方法もあります。この例で言いたいことは、やりたいことができる組織に変えていくと、若い人たちに入ってもらえるということです。そういう地域活動団体のあり方を変えていくだけで、違う次のステップにいけますという話を言いたいので、榎本をあえて例に出す必要もないかもしれません。抜くのか更に何か書き込むのか、事務局に投げたいと思えます。

それと、委員さんの最初の話ですが、これは行政が良くする手ですが、文章の最後が全て「必要があります」で終わっています。これを「必要があります」ではなくて「推進します」に言い換えると、これは指針になります。ここの文言・語尾を変えるだけで、方向性が見えてきます。そしてその「推進します」と記載した内容は次のアクションプランに具体的に書いていくと、今回の指針も語尾を変えるだけで指針に見えてくるかもしれません。そこも少し工夫してもらいたいです。

行政はすぐ、「必要があります」で止めてしまいます。「なにになにします」と書くと、自分で自分の首を絞めてしまいます。言い切らないというのが、行政のテクニックですが、やはり先ほどおっしゃったように、それほど大きく首を絞めるような内容ではないと思うので、「します」と言い切って良いと思いました。

岡島副会長：私も、委員さんと同じイメージで指針を捉えています。指針だから方向性を示してもらおうのが本来だと思います。具体的にどうするかということま

では書かなくても良いと思いますが、委員さんがおっしゃったように、そういった方向性が書かれているものが指針だと思います。今回の指針の改訂版を見た時に、特に河内長野市の指針ではなくても、大阪狭山市、富田林市の指針としてほぼそのまま使えるので、これは河内長野市の指針なのかと思いました。河内長野市の現状を踏まえて、次の10年15年をどうしていくかという方向性を示したものが指針だと思ったので、この指針が自分自身のイメージと異なる部分がありました。以前も申し上げたのですが、前回の指針が作られた2006年から15年経って、その間に起った事、政府の政策の動向や、河内長野市の市民活動の現状、河内長野市の特徴、大きな課題がどこにあるかということを確認し、今後の10年15年ではこういう方向性で行いますというものが指針ではないでしょうか。せっかく改訂版を作ってくださいだったので、どのようにお伝えしようか困りました。少しイメージとは違いました、正直なところを申し上げました。

委員：私も、今の岡島副会長と委員さんのお話の通りだと思います。協働促進の指針としてはかなり完成度が高まってきましたし、今皆さんがおっしゃったように指針として、具体的にこういうことをしていきますというような話があると良いと思います。河内長野市の特徴としては、ニュータウン型のところと、旧村のところと、河内長野駅と千代田駅の市街地のような便利なところの、3つのパターンです。まちづくりでは、まったく異なる特色が出ていて、やっていることがそのまちによって違いがあります。それをブレイクダウンして書くのはなかなか難しいと思うのですが、子育てや、高齢者、学校教育など、それぞれのまちが絡んでくるので、そこまで詳しくは書けないと思いますが、もう少し具体性があった方が良いと思います。

久会長：市として、方向性を決めていくためにオーソライズが必要ですので、その時間がどれだけ取れるか難しいと思います。河内長野市の特性を書こうとすると、非常に書きにくいところもあるので、そこをどういう形で書くかというところは工夫していく必要があります。もう少し河内長野市の特徴に合わせた方向性を第2章のところに書いていくということが、お二方のご意見ですので、そこを書き加えると良いと思います。具体的な話をしますと、私も河内長野市のすべての地域を回らせていただいた際に、河内長野市っておもしろいなと思ったことがあります。例えば大阪狭山市にしても、ニュータウンができると、小学校はニュータウンの中に新築をして、村の人もそこに通います。ところが、河内長野市はそれがほとんどありま

せん。全てではありませんが、村の小学校にニュータウンの子供たちが通うパターンの方が多いと思います。河内長野市はやはり村の方々が地域のコミュニティをしっかりと支えてくれていて、その新しく入ってきたニュータウンの方とうまく協働を進めていける地域だと思います。小学校の立地とかあり方を見たら、色々わかってくるということがありますが、そこが河内長野市の特徴だと思います。他のところはどちらかというと、ニュータウン側が強いことが多いですが、すべてのコミュニティに旧村の人と、ニュータウンの人がきちんと入っており、色々話をされているということが、河内長野市の特徴だと見ています。しかし、逆にそこが難しいところでもあります。

委員：多様性ということだと思いました。それをどう調整してくかということとは難しいですが、できたら良いものになると思います。ただ、対立になる可能性もあるのではないのでしょうか。

久会長：その通りだと思います。そこが先ほど申し上げた書きづらいところです。更に脱線話になりますが、私が河内長野市に呼んでいただき話をしに行くときはだいたい小学校でします。ニュータウンの中に小学校があれば簡単に行けますが、河内長野市は村の中を歩いて行くところや、ニュータウンに小学校があったとしても村の中を歩いて行くところ、「こんなとこ大丈夫かな」というところを自動車で行かないといけない場合が多くあります。それは結局旧村とニュータウンがきちんと融合しているから、そういった通学路や小学校の位置になっているということかと思います。そこは河内長野市の方にとっては、もう当たり前だと思っているかもしれませんが、他の地域を回らせてもらおうと、これが河内長野市の特徴であると思います。他のご意見はいかがでしょうか。

委員：今河内長野市の特性をお話いただきまして、2点思いついたことがあります。1点はp 9に市民公益活動団体、その他の団体のところで、一般的な団体名がありますが、ぜひまちづくり協議会も具体的に名前を入れていただきたいと思います。また、他に河内長野市では教育分野においては青少年指導員や、健全育成会など、子供に関わるような団体があります。更に、福祉分野においても福祉委員会など、様々な団体があるので、p 9に一般的な学校法人や社団法人などを書くのであれば、もう少し具体的に、河内長野市のそのような団体を少し入れていただくと、うれしく思います。

そして、2点目は、地域によって特性があるということです。私はまち協から来ていますが、まち協こそが本当に地域によって活動にしている内容や課題などが幅広くあります。そういった意味で、市民公益活動に関することで、指針のどこかにまちづくり協議会の今後のことについても、触れていただけると非常にうれしいです。以上です。

久 会 長：ありがとうございます。既存団体を記載するとなると、既存団体の方に確認していただかないと、「なんでうち抜けてんの」という話になりかねないため、おっしゃるようにこの代表する組織が並んでいるということが重要だと思います。いつもこういったことでトラブルになることが多いです。他にいかがでしょうか。ご感想でも結構です。

委 員：少し感想を言わせていただきます。様々な既存の団体とこれからを担っていく若い方々がどう融合されていくかということは、私自身聞いていても難しいと思いました。委員さんの話も私にとっては非常に難しく、もう少し柔らかい言葉で言ってもらわないと、お互いの交流というのはすごく難しいと感じました。やはりお互いが寄り添っていかないといけないということを、改めて思いました。また、プラットフォームの役割の話がありましたが、皆さんそれぞれがそういった役割ができるような、大規模なプラットフォームがあれば、よりお互いが寄り添える環境ができるのではないかと考えながら聞いていました。

委 員：皆さんの意見を聞かせていただいている、指針に具体的な話が必要ではないかということについては、その通りだと思いました。p 5・6の公共について、「パイプ役として中間支援組織が必要となってきます」という部分がありますが、※4の図で、中間支援組織から市民と行政に向けて矢印が伸び、それぞれに「つなぐ」「つなぐ」と書かれています。それについて、ただつなぐだけでよいのかと思いました。もう少し、お互いが連携しているということがわかるような書き方が必要ではないかと、ただつないで終わりだと捉えられてしまい、特に私たちの方で、かわちながのボランティア・市民活動センターや社会福祉協議会として中間支援組織の重要な部分を担っているので、市民の方と行政をつなぐだけではなく、最初に基盤づくりの話があったように、やはりそれぞれと連携を取っていくというところがあるので、そういったことがこの図では見えにくいと思いました。以上です。

委員：河内長野市が一番成功したと思うことは、新しいまちづくりです。昔の河内長野市をあまり知りませんが、私は大阪狭山市に住んでいたのですが、買い物に行くとなると、河内長野市に行くか北野田に行くかどちらかでした。河内長野市の方が発展しており、商店街がとても流行っていました。いつも祖母と買い物に来て喜んでいましたが、その当時は河内長野市の人口は確か少なかったと思います。行政の方に聞いた話では、大きい家を建てると、それなりの高所得者が転入してこられるようで、大きい家を作り始めたそうです。色んな人が転入してきて人口が増えてよくなりました。旧村とのつながりも少し問題があるかもしれませんが、河内長野市はうまくいっている事例だと思います。新しいメンバーが入ってきて、健全育成会や青少年指導員、福祉委員、民生児童委員など非常に連携できていると思います。私の妻も民生児童委員をしており、夜遅くまで会議に参加していますが、他の地域でもそういったことができていると思います。それは市民団体の活性化につながっていると思いますし、行政サイドも窓口になってもらっています。その辺りが河内長野市の良さの一つだと思うので、そういったことを指針に書いていただければ良いと思います。

久会長：これは少し話がずれますが、協働促進懇談会の役割として、地域や市民団体などの動き方についての指針などを作っておくことも一つかと思います。私は最近宝塚市に関わっていますが、宝塚市は、この懇談会と同じような「協働のまちづくり促進会議」という会議を、月に1回しています。大学の教授は私だけで、他は全員市民の方、地域の方です。その大半の方が地域活動を経験されている、あるいは現在まさにされている方です。そういった方が集まっているので、その実態に合った話が多く出てきます。恐らく委員さんのような立場の方も入っています。そのためかなり血の通った、現場が見えているまちづくり協議会運営のガイドラインになっています。河内長野市でもそういったものをそろそろ作ってはいかがでしょうか。恐らく、河内長野市の状況と宝塚市の状況と8割程度は変わらないと思うので、真似をさせてもらい、少し河内長野市のエッセンスを入れて、河内長野版のまちづくり協議会運営ガイドラインを作っても良いのではないかと思います。そういったことを、少しこの指針の中で書いていただくと良いと思います。今後の展開も踏まえて、何か考えていただくと良いのではないのでしょうか。これだけのメンバーでこれだけの熱い議論がなされているので、次のステップに行くためには、その様なテーマで集中的に話をしてはどうでしょうか。

ちなみに、今年の「協働のまちづくり促進会議」のテーマは、NPO 法人

の方が提起してくれました。「協働契約の在り方のガイドラインを作ろう」という、大変しっかりしたテーマになっています。現状、契約の仕組みというのは、いわゆる民間業者との契約しかありません。「やっぱり NPO とか市民団体と協働するときにはちがうやろ」ということです。一番違うことは何かというと、民間事業者との契約の場合は、市役所が全て仕事の内容を決めています。そして、「この内容でやってくれ」と渡しますが、NPO や市民団体との協働の場合は、「それは違うやろ」ということです。仕事の内容を一緒に組み立てながら最終的に契約をしていくということが、本来の協働のあり方なので、本来はそういう契約の仕方を協働契約と呼ぶという内容を踏まえたガイドラインを現在作成しています。

委員：委託するにしても、内容をきちんと双方で話し合っ決めて、その上で契約するということだと思います。本で読んだことがあります。横浜市の話だったと思います。

岡島副会長：大変興味深いと思いました。人件費の話なども議論に上がりますか。

久会長：人件費の話もします。他には間接経費のことなども話し合います。「10% くらいは入れられるようにしておこう」といった話が出てきます。こういった話は横浜市が先陣を切っています。恐らく栗東市など他の市でもやっています。

委員：可能であれば、こういった話も書き込んでいただきたいです。市民公益活動などは、家族の中でも理解をしてもらえない活動が意外と多くあります。理解してもらえず、活動に出ていくことができないことや、「子供ほってお母さん何やってんの」というようなことが、30年以上ありました。「お母さん外ばかり頑張って家は全然だめやな」と言われるようなことが現状あると思います。しかし、子供や家族の理解を得られるとこういった状況が変わってきます。私は是非この指針をシンプルなストーリーに仕立ててほしいと思います。子供も小学校で自治ということを学んでいるところは素晴らしいと思います。そういった子供は、立場を変えて話し合うなど、大人顔負けの相手への思いやりや仕組みも考えられます。小学校の中学年くらいから、「こういうことをやっぱり世の中やってるんだよ」と、そして、「お母さんはこれのここをしてるんやで」といったことを、簡単に説明できるようなものが作れると良いと思います。指針から派生して子供向けの漫画にするなど、家庭内の理解が得られるようなものが作れると良い

のではないのでしょうか。

久 会 長：宝塚市でもそういった話がありました。恐らく宝塚市の指針には、「家族の理解が必要です」と書かれています。

委 員：子供会では、ソフトボールや遠足など行事がありました。PTAの会長になると、「割とあのお母さんががんばってるんや」ということに気付き、地域の方々に地域を盛り上げて、それが他にもつながっていると感ずることがあります。少しだけ、私の話をすると、実はくじ引きで自治会長をすることになりました。当時は地域のことを全くわかっていませんでしたが、妻が民生児童委員と健全育成会を長くしていたので、地域をよく知っていました。「あの人はああやとかこうや」ということを、いつも妻に敬語を使って教えてもらっていましたが、最近ようやく自分の方が地域性があるようになり、対等に話ができるようになったと思うことがあります。

岡島副会長：改訂版を作ることは、本当に大変だと思います。指針というものは、具体的なセクターへの言及はできないと考えます。子育て、子ども食堂、教育、障がい者といった具体的な分野についての話は書けませんが、複数のセクターに共通して係るような河内長野市の市民活動の課題などは、指針を読んで浮かび上がってこない、河内長野市の指針としては難しいと思います。具体的な体制、具体的な個別のセクターについては指針には書けませんが、河内長野市のそういった課題や、それをどうするかという方向性が今の指針では見えないということを改めて申し上げます。

更に、もう1点お伝えします。実施計画かアクションプランなどを、どういった形で今後作っていくことが良いかと、最初事務局の方から投げかけてくださいましたが、どちらが良いかということはいまよく言えません。しかし、いずれにしても、実施計画・アクションプランをいつ頃、どんな形でつくるかということは、指針には書いた方が良いでしょう。つまり、例えば3年間のプランでどうするかということや、アクションプランの方向性というものを書いた方が良いでしょう。

そして、前回も申し上げたように、SDGsについて指針に書きこまなくても良いのでしょうか。一応最初のページに書いていただいています、SDGsを踏まえて市民協働や市民活動のことをどう考えているのか、市としてどう咀嚼して考えているのか、という内容が読み取れませんでした。誰も取り残さないという世の中や国の政策として言われていることを、市民活動としてどう受けて、そしてそれをどうバックアップしていくか、市

としてどういう風に考えているかということ、少しでも垣間見ると良いと思います。また、事業者との連携ということが重要だと思います。最初に SDGs を協働でどうまわしていくかという時に、そういった流れを市としてどう生かしていくかということが、指針から見えてくると良いと思いました。以上です。

久 会 長 : そういう意味では、なかなか市役所側から見えていない話も少なくないと思います。1つは、民間事業者のこの数年の変わりようです。社会貢献・環境貢献はして当たり前の時代になっており、今はそういったことを自分達で引っ張っていきこうという世の中になっています。その部分を市役所側としても認識して指針に入れておく必要があると思います。そしてもう1つですが、若い世代の声が指針に入っていません。その世代の方々は非常に積極的に動いています。人数としては少ないですが、その少ない人数がとても積極的に動いています。脱線話になりますが、茨木市でイーバーーツという宅配事業を立ち上げた木曾さんというジャズミュージシャンの方がいます。彼と話をした時に、「先生、動こうとしないシニアを動かすにはどうしたら良いですか」と言います。「どうのこと木曾さん」と聞きました。木曾さんは、芝生研究所という面白い名前の誰でも使用できるスペースを、自分で借りて作っています。そこにシニアの方も来られますが、「なんか自分で動こうとしないんです、言ったら動いてくれるんですけど、自分で考えてもっと動いてくれたら良いのに、動かないんですわ、どうしたら良いですか」という話をしていました。彼からすると、立場が逆ということです。31歳の彼の方が積極的にお金も使って動いていますが、リタイア組は、そこまでリスクを取らない、自分で発想しない、まじめに言われたことだけはする、「これってどうなんですかね」という話をされました。そのような若い年代で頑張られている方々の話が指針に反映できていないので、取りこぼしている声があると岡島副会長の話に触発されて思いました。そのあたりの補強できるところは補強していきましょう。

岡島副会長 : その若い世代の可能性に賭けたいということが、どこかから読み取れたら、夢のある指針になると思います。もちろん高齢者の方による市民公益活動は、これからも維持していかないとはいけません。市民公益活動を担う人の数はどんどん減っていくので、当然維持していく必要もありますが、新しい可能性を感じられる指針というのは、どこか希望があると思います。

委 員 : 若い方々が加わってくださるのは大歓迎です。若い世代に入ってもらって、

私は後ろでその人を手伝うだけで良いのであれば、ありがたいです。

久 会 長：河内長野市でも南花台は若い方々が多く入ってきています。大学を卒業しても自分達で会社をつくって、ずっと南花台を応援してくれています。つまり、外から呼ばなくても、地域のなかには元気な若者はいるはずです。そういう方々をどうやって仲間に引き寄せられるかということです。

久 会 長：具体的に言うと、組織で働いていた方というのは、きちんと動かそうします。そうすると「企画書出せ」となります。フットワーク軽い方はまず動きます。「動いてやってみて失敗したら、またちがうことやったら良いじゃないか」という感覚で動いています。そこに「まず企画書もってこい」という話になり、「もうええわ」となってしまうことが、一番典型的な話です。

委 員：特に初めてのことは、実際にやってみないとわからない部分があると思います。私は「とりあえずやろうじゃないかと、うまくいかなかったらそれで良いじゃないか」というスタンスです。要は試しでやってみる、だめならやめても良い、やり方変えても良いというやり方です。しかし、それが受け入れられにくいところは確かにあります。

久 会 長：そういう方はやっていないことをしたくないわけですよ。だから行政の補助金は、何枚も申請書を書かないといけません。それでもらえる額が、たかだか20万30万となると、「もう自分らで稼いでくるわ」となるわけです。そういう方は行政との協働をしなくても、勝手に自分だけでネットワークを張って、動いています。そこに行政はどう関わっていかうとしているかという話も、指針の中に入れることを意識してください。寄ってくる人だけ注目していても、他に放っておいても動いてくれる人が多くいます。放っておいて動いてもらうだけで良いのか、あるいはこちらからアプローチして、「一緒にやらしてね」という形でいくのか、そこをどう考えていくかが必要です。

委 員：行政がもう少し柔軟に動いてくれるとすごく楽です。

委 員：自治会を、私は10年させてもらっています。15人いる役員が毎年変わり、30代から80代までの方が出てきてくれますが、高齢の方だけでなく30・40代の人も非常に協力的です。サラリーマンをやめて今は河南町で苺栽培をしている方がいますが、「農家で時間は自由になるから、い

つでも手伝うよ」と言ってくれ、その方は小学校低学年の子どもが2人いるにもかかわらず、手伝ってくれます。高齢者の方でも「動くのはいつでも動けるから手伝えるよ」と言ってくれる人もいれば、「ちょっと嫌や」という人など、15人役員がいると、だいたいの方が賛同してくれます。そのうちかなり協力してくれるのが7人くらいで、だいたい同じパターンになります。協力的ではないが、最低限のことはやってくれる方もいます。若い方でも、自治会をきっかけに健全育成会に入る方や、ボランティアを手伝ってくれる方が、多くいます。

委員：毎年全員役員が変わるとなると、引き継ぎはどうしていますか。

委員：普通の引き継ぎをしています。私を含め2人の相談役がいますので、わからないことがあれば、聞いてもらっています。

久会長：今の話を解説しますと、10人いれば、2：6：2の割合で分かれます。つまり、積極的に動く方が2人、まったく動かない方も2人、その中間の方が6人ということです。その6人をどちら側に引き付けられるかです。6人が全部積極的に動く側に来ることはないので、6人のうち5人が、積極的に動く側に来ているわけです。そうすると、7割になるという戦略です。

役員15人のうち7人なので、先ほどの6のうちの3が積極的に動く側についているということです。大体そういったパターンになります。6のうち半分でも来たらよいということです。あとの半分には期待をしない方がいいです。しかし今の自治会組織は、全員で平等にしようとし、やる気が元々ない5を積極的に動く方に引き入れようとしています。だから上の5も、「こいつらと一緒にやとなんか元気でえへんなあ」という話になり、うまくいかないということになるので、全員一緒にするという考え方をやめると、新しい展開が見えてきます。そのような運営マニュアルも一緒につくれると、色々面白いと思います。

委員：指針の協働によるまちづくりにおいて、市民と行政の関係が書かれています。今市民と学識経験者で話をしていますが、行政の方は懇談会で意見を言えないのでしょうか。行政の一人として、どう思うか話すことはできませんか。

久会長：いえ、話せると思います。それが、本当の意味での協働です。

委員：指針を見ていたら、行政と市民がともに言いながら、今ここで行政を置いて話をしていることが、少し違和感に思います。

久会長：ちなみに、宝塚市は行政側の職員として2人部長さんが入っています。更には言えば、まず最初に指針を作るところから、委員会がスタートしましたが、最初の3回は今日のように、市役所側が案を作り、それに意見を言っていました。3回目の最後に、ある委員の方が、「なんぼ言うても変わらへんな」という話になり、案を「私らで書きますわ」と仰いました。4回目以降からは、市民が作ってきた案に皆で意見を言う形に変わりました。その伝統が十何年続いています。報告書を作るなど何を作るにしても、必ず、まず市民と行政でどちらが作りますかという話から入ります。今回の協働契約のマニュアルは、「ちょっと難しいから、事務局作ってね」という話になりました。それ以外の案件はほとんど一緒に作っています。ワーキングの方はもっと大変です。月1回の委員会の合間に2回くらいワーキングをしています。月3回は集まって、文章化を一緒にしています。委員さんがおっしゃった理想はこういうことかと思います。

委員：そのワーキングの費用は、市の方で負担するのですか。

久会長：負担しません。

委員：私もこういった会議をお金はいらないので、もっと実施してほしいと思います。年に3回だけでは少し無理があると思います。

久会長：先ほどおっしゃっていただいたように、指針の中に、この懇談会が今後どう動いていくかという方向性も書かれている良いと思います。

委員：先ほど市の方にも入ってほしいという話をしましたが、市を背負うと言えなくなると思います。一個人の意見として言ってもらわないといけないと思います。意見を言ったからといって、それは市の意見ではないし、話した通りに進んでいくかは、わからなくても良いです。個人の意見として対等に話せる方が良いと私は思います。

事務局：今この懇談会の枠組みの中では、正直難しいと思います。懇談会の一メンバーとして、例えば部長級職員・課長級職員が懇談会に初めから入って、

同じ土俵で話せるという形で作っていけば、今の話の形にできたと思います。しかし、今は事務局と懇談会の皆さまという軸になっていますので、今の枠組みでいくとどうしても、「市がこう言った」という心理的ブレーキが正直かかってしまって、ものが言いにくくなるというのが本音ではあります。この懇談会の中に職員が入るべきというご意見があれば、皆さままでご検討いただいて、またそれを基に我々でも検討させていただくということになるかと思います。

久 会 長：宝塚市では、部長級は入っていますが、部長として入っているわけではありません。あくまでも行政の内部事情を知っている一個人としての発言しているわけですから、そういう位置づけを差し上げないと、なかなか発言できません。ある部長さんが、「10年ほど前に、市民の方が色々実行委員でイベントやるっておっしゃるけども、ほとんど市役所職員が事務局をやっているんですよ、これは協働ですか」と逆におっしゃられました。宝塚市ではそういった話も出ています。

委 員：その状況は良くありません。一緒になってやらないといけません。

久 会 長：そういうことでいうと、市役所職員側も言いたいことはあると思います。本音で言える環境を作っていけば、色々な意見交換が有益にできます。

委 員：そうならないといけないと思います。協働というものは対等でなければなりません。しかしどこでも実現されていません。市と市民の協働とって、お互いが対等になろうと思うと、一個人としてではないと対等になれないのです。もし組織を背負っていたとしても、組織の一員でも話合うときは、一個人として思うことを言ってほしいです。意見を言ったから、自分がその発言の責任を取るということではなくて、問題が出てきたらどうしたら良いかなどを共有して、一緒になって市の方に対して、働きかける、個々に対して働きかけるというのもあります。「言ったからといってやれ」ということになると言えなくなると思います。また、何かをしようとするどこかで、それは難しいなど言われます。試しにやってみたら良いと思います。うまくいけば良いくらいの気持ちです。そうしないと、誰もやったことがないことを、それが良いかどうかを、どこかで検討されて、「じゃあやめとけ」となる可能性が大きいのではないのでしょうか。

久 会 長：それも含めて、先ほどの話を、どこまで書けるか検討するには時間がかか

りますと言いました。今回皆さま方から他にも意見を投げかけていますので、どこまで書ききれるか調整をしながら、少し第2章を重視して、案を決めさせていただいたらと思います。

事務局：一点確認をしてよろしいでしょうか。皆様のご意見を賜ってる中で、指針において、行政なり各団体の皆さまがどのようにして行くべきか方向性がちょっと見えにくい形になってしまった原因は、元々あった3章をすべて取ってしまったということで、それによりどうしても方向性が見えにくくなっているという現状があるかと思います。やはり元々の3章の内容や、アクションプランに持っていくような内容を、少し見せるような形にせざるを得ないと思いますが、そういったことでよろしいですか。

久会長：いえ、そうではなく、委員さんや岡島副会長が言ってくださったように、それぞれの施策の方向性程度の話をも第2章の最後の方に書いてはどうかということです。それを導くために、岡島副会長がおっしゃったように、河内長野市の今までの協働の評価を、指針の前の部分ではどうかということです。今の指針の改定案というのは割と良いものになっているので、その2つを付け加えれば整います。あまり追加部分をつけすぎてしまうと、色々と問題がでてくると思うので、方向性のエッセンスを、しっかりと書かれていれば良いと思います。

事務局：ありがとうございます。

久会長：大きく変えてくださいということではないので、もうあとひと踏ん張りしていただけないかという話です。他にご意見よろしいでしょうか。それでは今日も色々と有益なご意見が出たので、これを基に事務局の方で色々と話し合っただけであればと思います。

第9期第5回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 次第

日 時： 令和3年10月15日（金）
14時00分～16時00分
会 場： 河内長野市役所 301会議室

1. 開会

2. 案件

1 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について

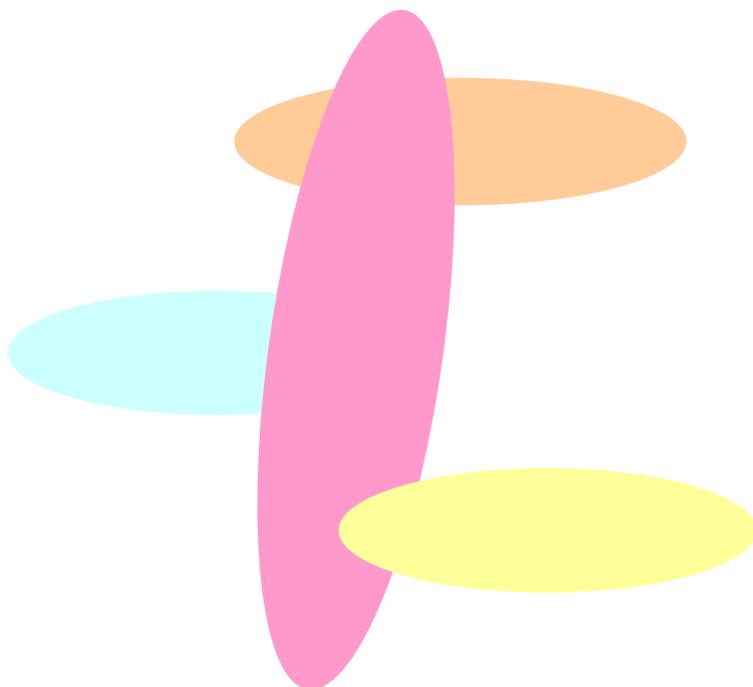
2 その他

3. 閉会

<資料>

- ・【資料2】 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針
- ・【資料3】 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（改訂案）
- ・【資料4】 市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（改訂案） Ver. 2

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針



河内長野市

平成18年12月

指針の策定にあたって

昨今、市民の意識が、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化するとともに、市民からのニーズも、かつてないほどに複雑化・多様化しています。

このような状況に対応するには、行政として十分な体制づくりが必要となりますが、現在の都市経営の状況を考えますとき、求められる全ての市民ニーズに、きめ細やかに対応していくことは、非常に難しくなっています。

一方、ボランティア活動などに生きがいを見いだしたり、大規模災害発生時に市民同士が助け合うなど、まちづくりに対する市民の意識は高まっています。

そのような時代潮流を背景に様々な考察を行いますと、行政のみならず、市民、事業者をはじめとする皆さんが、自らが持つ「知恵」を出し合い、「資源」を補い合うという「協働のまちづくり」がクローズアップされ、この考えを実行することが、市民の満足度を高めることにつながると考えています。

このような観点から、平成18年4月にスタートした「河内長野市第4次総合計画」には、「協働のまちづくり」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律的なまちづくり」の実現を目指しています。

また、この総合計画の策定と時を同じくして、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会を設立し、貴重なご意見や真摯なご議論のもと、本年7月には、「市民公益活動の支援及び協働促進に関する提言」を頂戴することができました。

この提言には、今後とも行政が担うべき責任は担いつつも、これまでの「行政主導型」から、多様な担い手が信頼関係を構築し、それぞれが自らの知恵や資源を重ね合わせ、地域の課題などに取り組む「協働型」のまちづくりへと、行政運営の仕組みを転換する必要性が盛り込まれています。

このたび策定いたしました指針は、総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめたものです。

今後は、この指針にもとづき、市民一人ひとりのお力添えのもと、「協働のまちづくり」が進展し、「自律的なまちづくり」の基礎が築かれることで、都市の将来像である「みんなで創る 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」が実現するものと確信しています。

平成18年12月

目次

はじめに

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1. 本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 2. 本指針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 3. これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 4. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 協働によるまちづくり

- 1. 今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1. 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2. 今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 行政の担うべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 1. 自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 2. 行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 3. 「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2章 支援・協働のあり方

- 1. 市民公益活動の意義と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 1. 市民公益活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 2. 市民公益活動の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 1. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3章 推進の具体的な方策

- 1. 市民公益活動の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 1. 普及啓発・参加促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 2. 情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 3. 人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 4. 資金確保への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - 5. 活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 6. ネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 2. 市民と行政の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - 1. 協働促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - 2. 協働事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 3. 市民相互の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
 - 1. 特定のテーマによる協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
 - 2. 特定の地域による協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第4章 推進の仕組み

- 1. ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
 - 1. ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
 - 2. 体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
 - 1. 推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
 - 2. 中間支援組織の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
-

はじめに

●1. はじめに

1. 本指針の目的

本指針は、「河内長野市第4次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をふまえ、その理念の一つである「協働のまちづくり」を進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

2. 本指針の構成

本指針は、以下のような構成となっています。

はじめに	○はじめに
------	-------

考 え 方

第1章：協働によるまちづくり 指針の目指すべきものを明らかにしています	○今、なぜ協働が必要か ○協働によるまちづくり ○行政の担うべき役割
---	--

第2章：支援・協働のあり方 支援・協働の考え方を明らかにしています	○市民公益活動の意義と課題 ○支援・協働の基本的な考え方 ○推進のための役割
---	--

方 策

第3章：推進の具体的な方策 具体的な推進の方策の方向性について明らかにしています	○市民公益活動の基盤づくり ○市民と行政の協働促進について ○市民相互の協働促進について
--	--

第4章：推進の仕組み 推進するための仕組みについて明らかにしています	○ルールづくり ○体制づくり
--	-------------------

3. これまでの経過

本指針の作成に至る経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～現在	市委託事業である「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託を行っており、現在、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ、これまでの事業で積み重ねたノウハウやネットワークを活かしながら事業を展開。
<p>前回の提言策定以降、社会状況の急速な変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しており、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。また、地方分権の進展によって、行政は市民と一緒にまちづくりを行っていくことが求められているとともに、ボランティア活動などに生きがいを見いだす市民も増えてきています。</p> <p>これらの状況を見据え、自治会など地域型組織をも含めたさらなる市民公益活動の活性化を図りながら、様々な課題に行政だけでなく市民も含め、みんなで解決を図っていく「協働によるまちづくり」を積極的に進めていく必要があります。</p>	
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくために、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成16年 6月～	上記懇談会を中心に、庁内組織である「河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会及び研究会」や、庁外組織であり、これまで支援策を展開してきた「かわちながのボランティア活動推進委員会」をはじめ、フォーラムや意見交換会などを通して、広く市民の参加を求めながら、市民公益活動の支援及び協働促進についての考え方や方策などについて討議を重ねる。また、平成18年5月に提言の中間案について、広く市民の意見を募集し、懇談会で検討のうえ、必要な部分について提言に反映。
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。

4. 用語の定義

(1) 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公益とは：不特定多数の第三者の利益。(特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含まれます。)

共益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営利とは：利益追求を目的として活動すること。

(活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。)

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。

(活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。)

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
 - ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。
 - ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。
-
- ・市民公益活動についての判断は、その活動の担い手(次ページ参照)の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれることから、それぞれの活動に応じた個別の判断が必要となります。

(2) 市民公益活動の担い手について

①市民とは

a. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※1参照）

●テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注1）、ボランティア団体など

●地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

b. その他の団体

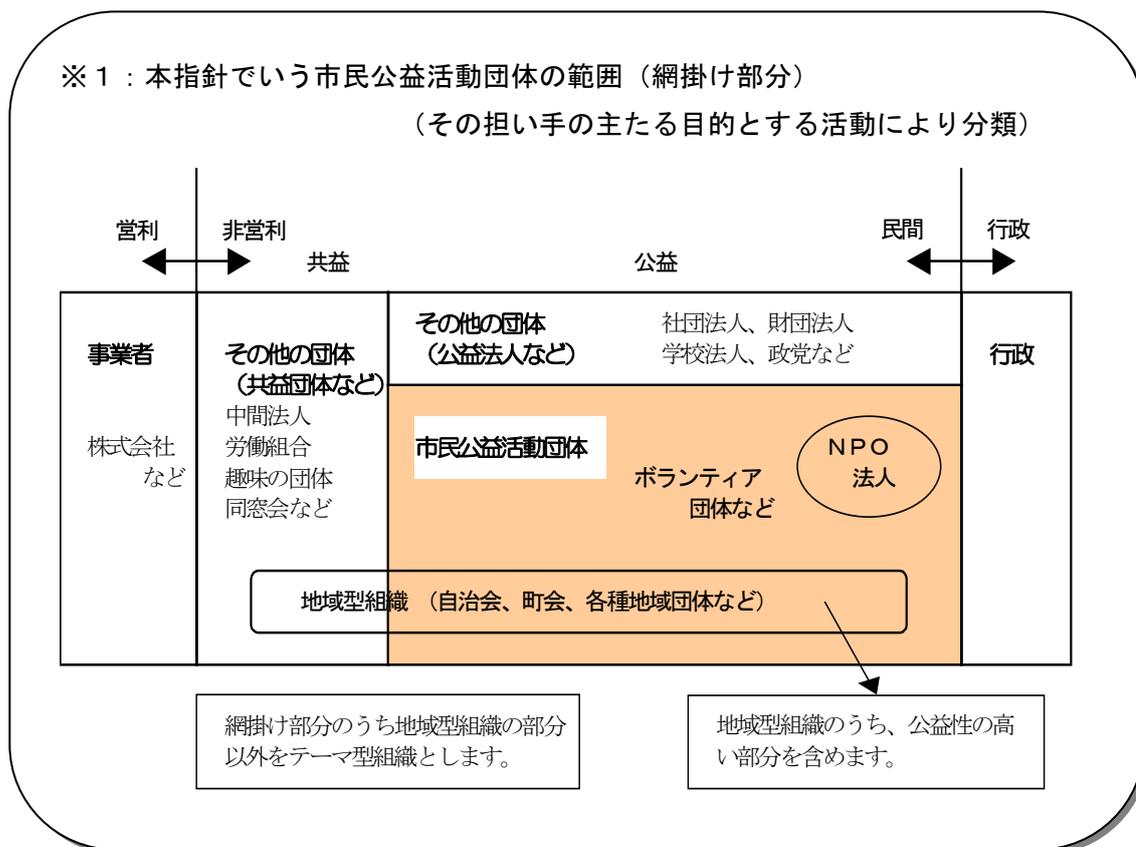
NPO法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（中間法人や労働組合など）、趣味の団体など

c. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人
なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

②事業者とは

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人



・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※2参照）により整理します。

※2：市民公益活動と活動の担い手の関係性

		主な活動の担い手		
		市民公益活動団体	その他の団体 (例：共益団体)	事業者
		NPO法人、ボランティア団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

(注1) NPO法人：NPO (nonprofit organization (非営利組織) の略で、営利を目的としない団体の総称) のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

第1章 協働によるまちづくり

●1. 今、なぜ協働が必要か

1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。

2. 今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（※3参照）

(1) まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっていきます。
- ・また、阪神・淡路大震災などに見られた災害時のボランティア（注1）やNPO（注2）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいかこうとする動きが出てきています。
- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

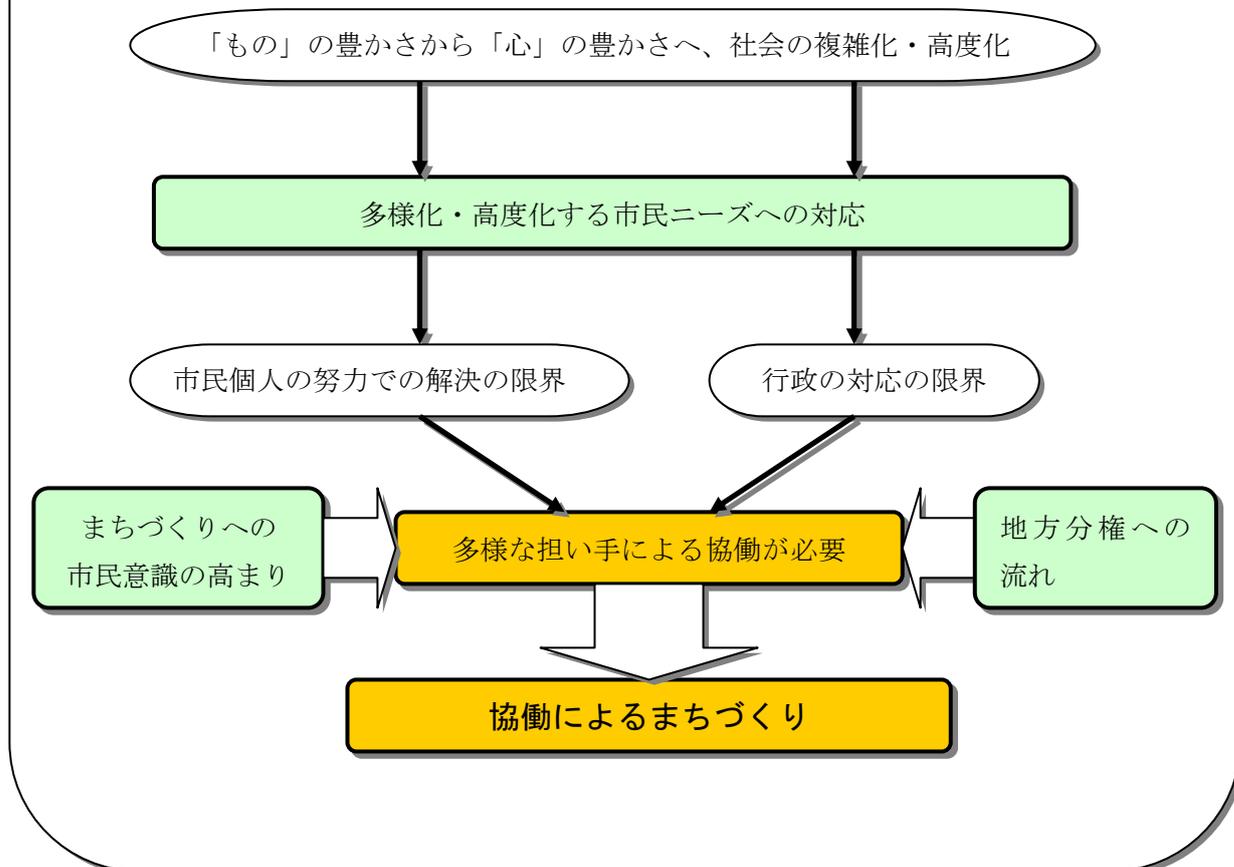
(2) 地方分権への流れ

- ・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- ・行政は市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

(3) 多様化・高度化する市民ニーズへの対応

- ・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、めまぐるしい社会状況の変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しています。
- ・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、市民個人の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

※3：今、なぜ協働が必要かの概念図



(注1) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注2) NPO：NPOとは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織をNPO法人という。なお、ボランティア団体もNPOとなる。

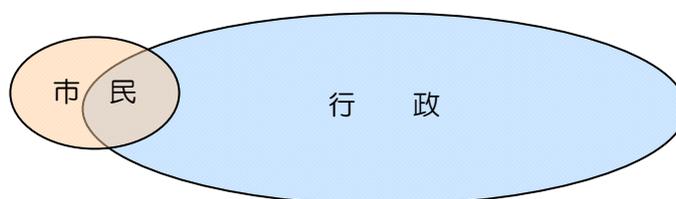
2. 協働によるまちづくり

1. 協働によるまちづくり

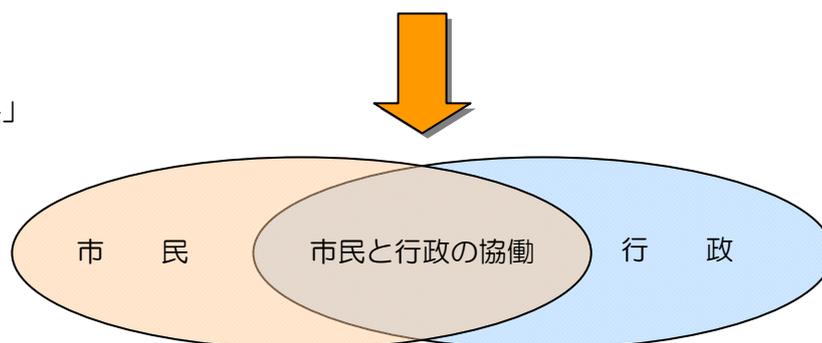
今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」(※4参照)という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」(※5参照)を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※4：「これまでの公共」



※5：「新たな公共」

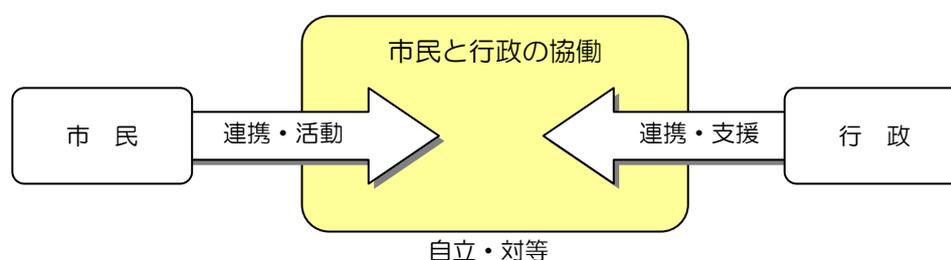


この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

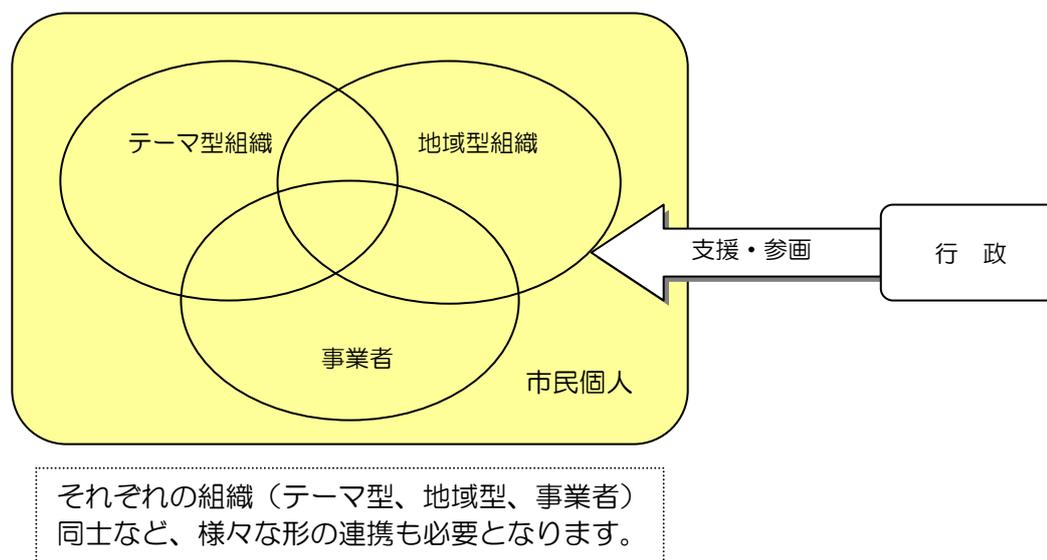
「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」(※6参照)と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」(※7参照)が大きな柱になると考えられます。

今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

※6：「市民と行政の協働」

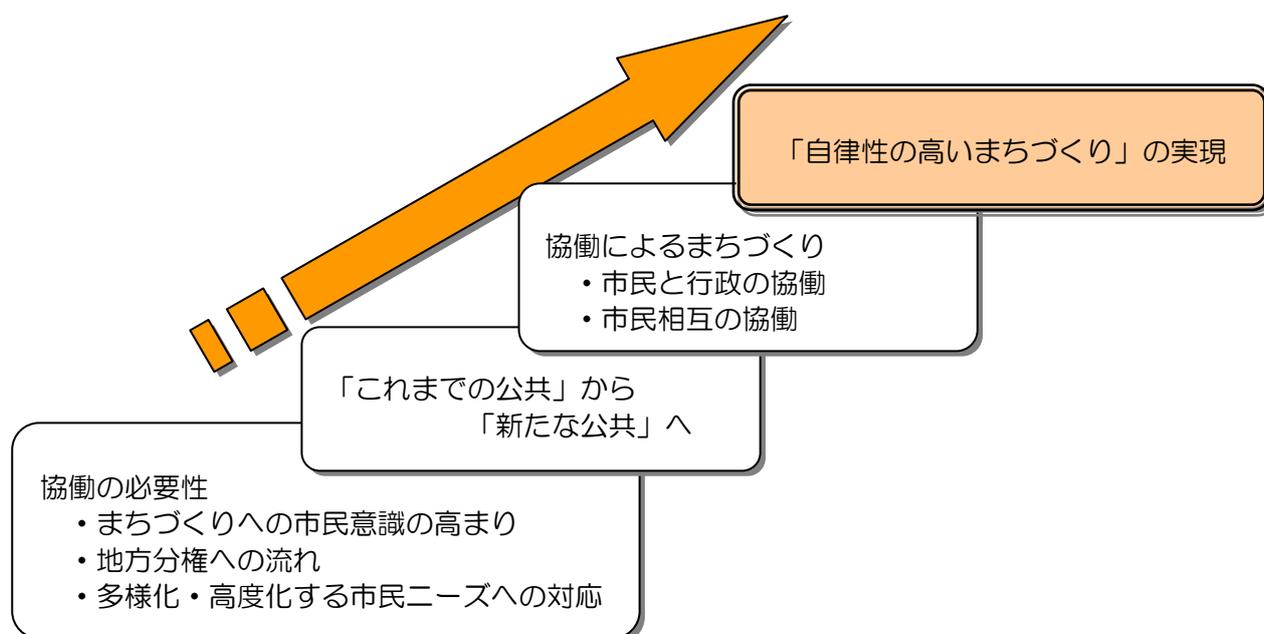


※7：「市民相互の協働」



このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※8参照）

※8：自律性の高いまちづくりへのイメージ図



●3. 行政の担うべき役割

1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

(1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

- ・より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

(2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

- ・自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、自分たちだけで行うと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めていく必要があります。
- ・行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対応しきれない課題を補完し、行政の負担が減った部分はより高い次元のまちづくりに活かしていく必要があります。

(3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

- ・「持続性の原則」は、もともと環境の分野において「持続可能な発展」という概念から広まったものですが、将来にわたり安定した行動を持続していくためには、「循環型社会の形成」「地域経済の活性化」「活力ある地域社会づくり」の各側面から、将来を見据えた対応を行っていくことで、持続可能な社会を形成し、自律性の高いまちづくりを行っていく必要があります。

2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

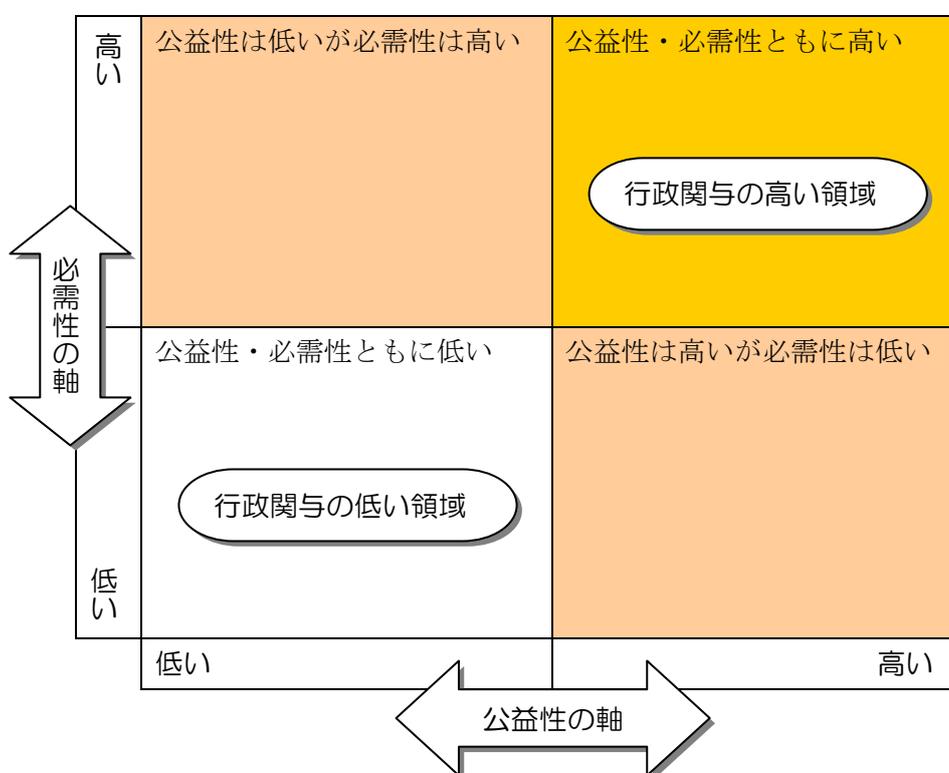
- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※9参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※9：市民と行政の領域の種類

領域	領域名	領域の説明	事業例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など	

- ・次に、様々な領域が存在する中で実際に事業を行っていくためには、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要が出てきますが、例えば、「公益性の軸」と「必需性の軸」の2つの要素を重ね合わせて判断していく方法が考えられます。（※10参照）
- ・これらの要素の組み合わせから、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。
- ・市民と行政との協働を進めるうえで、このような判断材料をもとに、さまざまな視点から総合的に、市民と行政とがともにそれぞれの領域を検討・判断していく必要があります。

※10：行政の関与度合いの判断例



○公益性の軸：公益的なものか私益を目的とするものか。

○必需性の軸：必要不可欠なものか、なくても差し支えないものか。

3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

- ・このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。
- ・さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があり、市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

●1. 市民公益活動の意義と課題

1. 市民公益活動の意義

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。

それは、市民公益活動がそれぞれの特性（※11参照）を活かすことで、次のような可能性を有しているからです。

- (1) 多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応
 - ・多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しい部分についても、きめ細やかに対応することができます。
- (2) 市民の自治意識の向上
 - ・市民公益活動は、社会的に必要とされるサービスの提供を担うことを通して、市民のまちづくりへの参加意識、自治意識を高めるきっかけとなります。
- (3) 地域コミュニティの活性化
 - ・市民公益活動を通して、まちづくりの担い手としての意識が向上し、地域課題の解決に向けた連携が進むとともに、地域住民の相互理解や信頼関係が構築されていくことにより、地域コミュニティの活性化につながります。
- (4) 地域経済活動の活性化
 - ・市民公益活動の多様な事業展開が、新たな雇用機会やマーケットの創出を生み出すきっかけとなり、地域の経済活動の活性化につながっていく可能性を有しています。
 - ・さらに、地域通貨など、地域の中で金銭をはじめとする様々な資源を循環させる取り組みが進んできており、それらの活動も地域の経済活動の活性化につながっていくと考えられます。
- (5) 社会参加への場の拡充
 - ・市民公益活動は、活動者が自らを高め、生きがいを見いだすなど、心豊かな自己実現の場となっています。
 - ・しかし、それだけにとどまらず、その過程を通して学んだことを地域や社会に活かし、自らの内なる力を発揮していく社会参加への場を拡充していくことができます。

※11：市民公益活動の特性

a. 自発性	活動が自発的に行われていること。
b. 自立性	他の主体と、もたれ合う関係ではなく、支え合う関係であること。
c. 非営利性	利益追求を目的としないこと。(利益をあげても、配分を行わないこと。)
d. 公益性	不特定多数の利益を増進すること。
e. 多様性	多様な分野に多様な団体が存在し、選択肢が多いこと。
f. 柔軟性	公平性に束縛されないため、柔軟な対応が可能。
g. 先駆性	自己責任の原則において、次々と創造的な活動を行うことが可能。
h. 機動性	意思決定に時間を要さず、課題に対して速やかな活動が可能。
i. 専門性	特定のテーマについての深い知識や経験を活かした活動が可能。

2. 市民公益活動の課題

市民公益活動に関しては、以下のような多くの課題があげられていることから、今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、これら課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

(1) 啓発や参加の促進に関する課題

- ・多くの人に市民公益活動への関心を持ってもらうことが難しい。
- ・市民公益活動に対する理解が共有されていない。
- ・活動への参加を促進する仕組みが整っていない。

(2) 情報の収集・提供に関する課題

- ・総合的な情報の収集・提供の仕組みが構築されておらず本当に欲しい情報を得にくい。
- ・必要とされる情報が多様化・高度化している。

(3) 人材に関する課題

- ・市民公益活動への参加を促進するアドバイザーが不足している。
- ・交流や協働を促進するコーディネーターが不足している。
- ・メンバーの固定化やスタッフの不足など、人材の育成・確保の点で課題がある。
- ・地域づくりを推進する人材が不足している。

(4) 組織運営に関する課題

- ・団体が自立し、継続的に活動していくために必要な資金や人材の確保についてのノウハウが不足している。
- ・活動を行っていく上で必要な専門性を身に付けていくことや、その専門性をメンバーや後継者に伝えていくことが難しい。
- ・役員に負担が集中する、活動がマンネリ化するなど、組織運営に対するノウハウが不足している。
- ・活動に伴うリスクに対応できる団体が少ない。

(5) 活動資金に関する課題

- ・活動資金が足りない（寄付など民間からの資金援助が難しい）。
- ・補助金など、行政からの支援が得にくい。
- ・スタッフに生活を保障できる報酬を確保できない。

(6) 活動拠点に関する課題

- ・気軽に活動できる場所や機材が不足している。
- ・活動拠点の機能を担っていける支援組織が未成熟である。

(7) ネットワークに関する課題

- ・各団体の特性の違いから、相互理解が不足している。
- ・各団体の情報公開が進んでいないため、情報の交換、共有が難しい。
- ・各団体が交流、連携できる機会が少ない。
- ・各団体の交流を進める仕組みが整っていない。
- ・各団体だけでは対応できる課題に限界がある。

2. 支援・協働の基本的な考え方

1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

(1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

- ・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」(※12参照)に基づいて行っていく必要があります。

※12：「支援・協働の原則」

a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

(2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

(3) 総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第4次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。
- ・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

(4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

3. 推進のための役割

1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

(1) 行政の役割

- ・自治体運営の基本原則（第1章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに（第3章「推進の具体的な方策」参照）、これらを進めていくためのルールや体制を整える（第4章「推進の仕組み」参照）など、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

(2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、お互いが連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

(3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

第3章 推進の具体的な方策

●1. 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

①市民意識の醸成

- ・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人々が共有できるよう努めていく必要があります。
- ・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

(2) 参加促進

①参加しやすい環境づくり

- ・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

②参加に向けてのきっかけづくり

- ・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

①活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

②活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

③協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

①多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メールといったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていく必要があります。

②情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成

①組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。
- ・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

②活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

③協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

(2) 人材の確保

①人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、団塊の世代など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流など通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討していく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

②資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動に関する基金制度の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。
- ・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

①立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金が必要な場合があります。公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、補助金制度や融資制度などについて検討していく必要があります。
- ・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の市税について減免措置を検討していく必要があります。

5. 活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があります。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、施設情報の一元化など、市民公益活動を行いやすい環境を整える必要があります。

(1) 拠点施設の整備

①中央の拠点施設の整備

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の整備が必要となっています。

○拠点施設の整備の検討について

- ・拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。
 - a. 事業内容（ソフト面）
 - ・情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業など、ソフト面についての検討を行っていく必要があります。
 - b. 施設（ハード面）
 - ・交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります。
 - c. 運営方法
 - ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第4章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
 - ・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールのあり方について検討していく必要があります。
 - ・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていくような仕組みについても検討していく必要があります。

②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。
- ・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

(2) 活動しやすい環境づくり

①施設情報の一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化に努めていく必要があります。

②利用ルールの一統化

- ・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの一統化に向けた検討を行っていく必要があります。

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。
- ・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。
- ・さらに、連合自治会などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

(3) 多様な担い手の交流促進

- ・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

●2. 市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関わられるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

(2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

（1）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

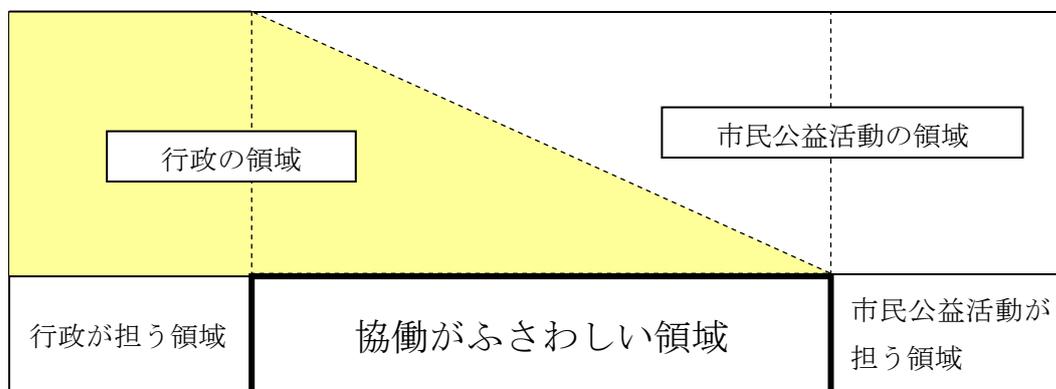
①事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※13参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※14参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

※13：市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※14：市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

<今後の方策>

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化
事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。
- ・提案公募型事業委託事業の導入の検討
行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多様な公共サービスを提供できるようになります。

<今後の方策>

- ・公募型補助金制度の創設の検討

広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※15参照）を参考として掲載します。

※15：委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

<今後の方策>

- ・共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

- ・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

<今後の方策>

- ・後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

- ・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

<今後の方策>

- ・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

③協働の担い手の選択

- ・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

a. 参入機会の拡充

- ・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

b. 透明性・公平性の確保

- ・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

(2) 協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

(3) 協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

●3. 市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

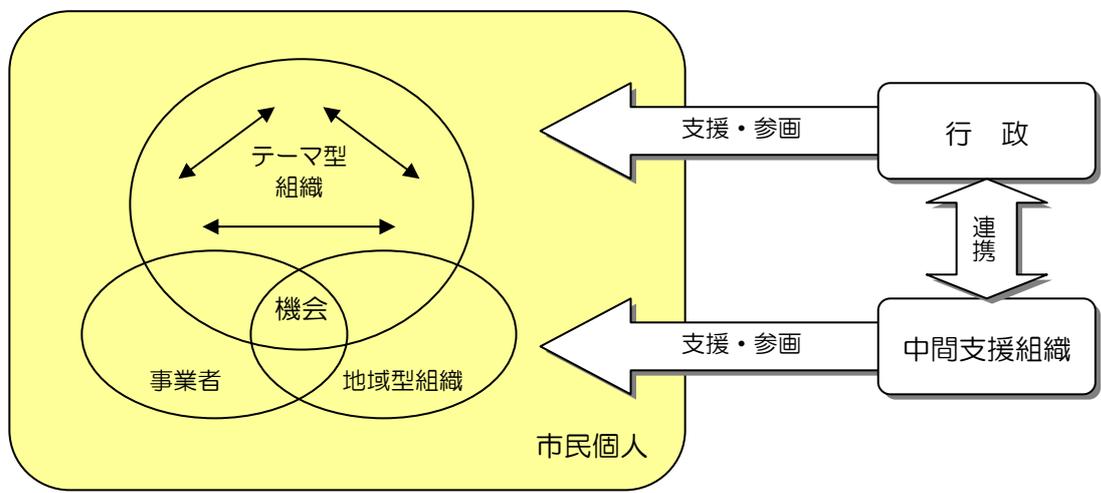
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1) 連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※16参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながってだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第4章「推進の仕組み」参照)の役割が期待されます。

※16：特定のテーマによる協働促進のイメージ図



2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

- ・ 少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・ 一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・ 今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

①意識の醸成

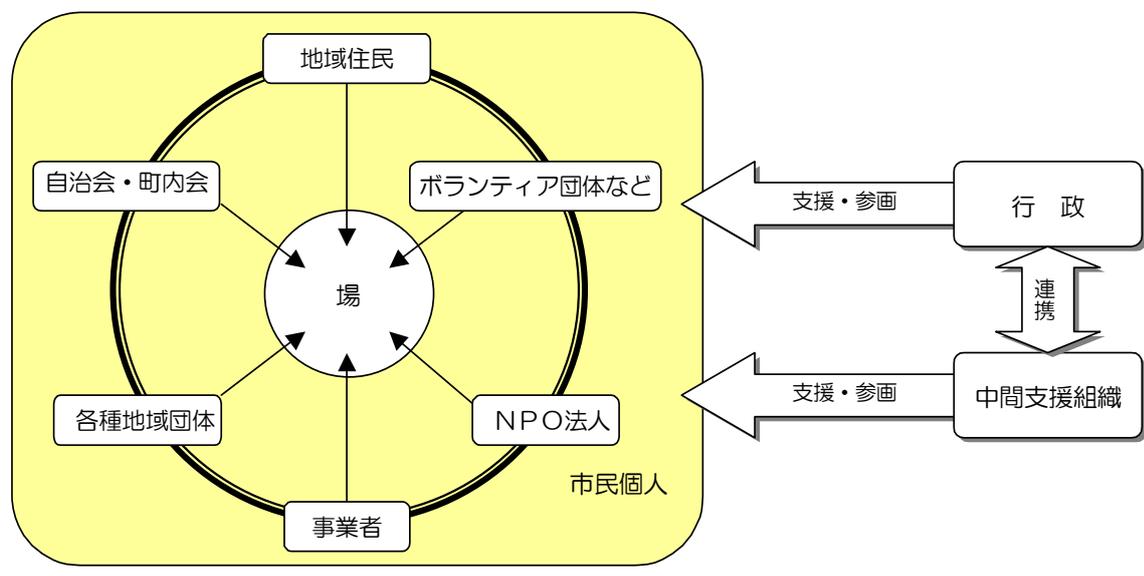
- ・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。
- ・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

②連携の「場」づくり

(地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置)

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要となってきます。(※17参照)
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていくとともに、この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく必要があります。

※17：特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

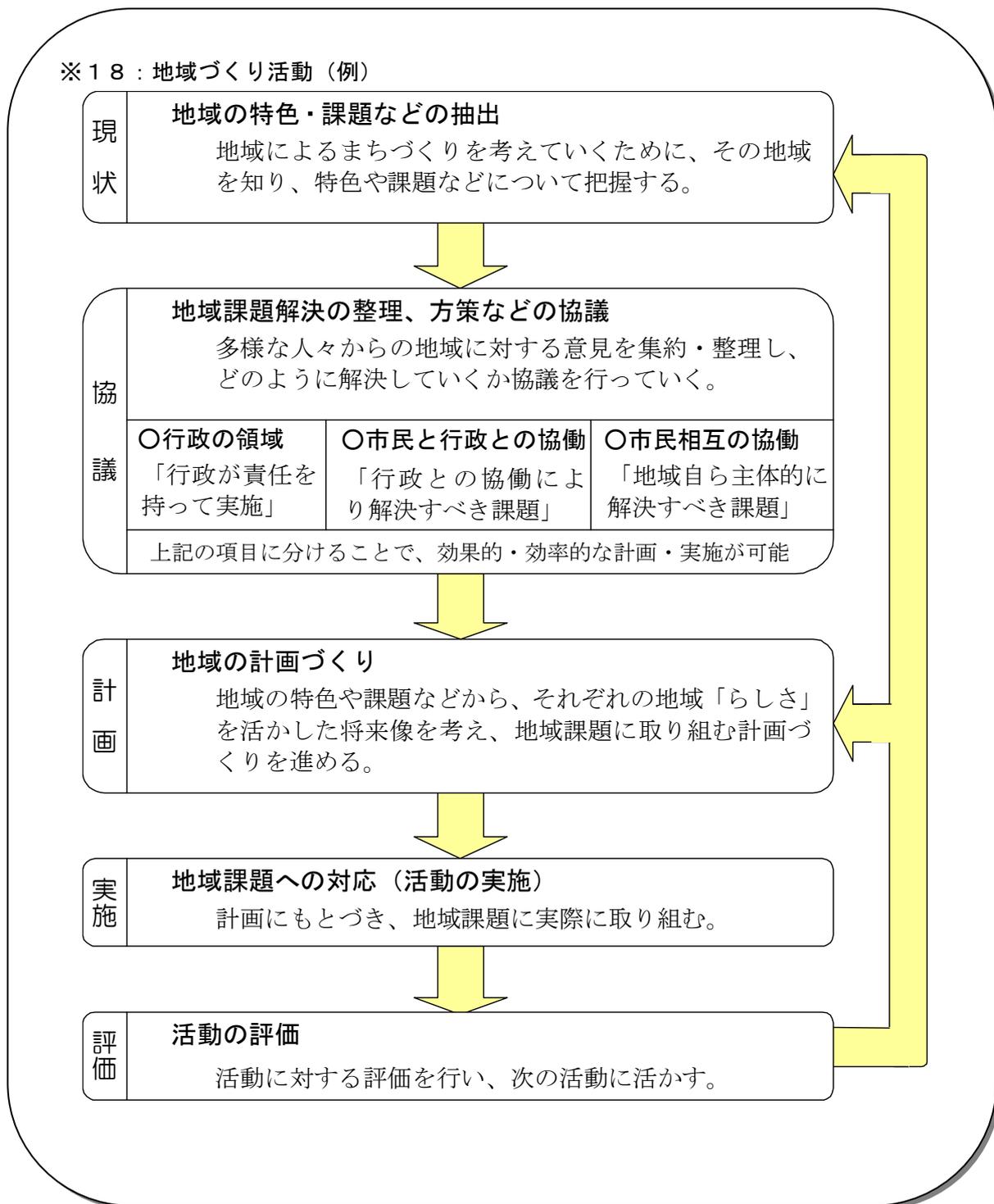
(市民相互の協働による地域課題への取り組み)

- ・地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。
- ・こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。
- ・また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※18参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。
- ・このようなまちづくりの推進を側面支援する組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、「中間支援組織」（第4章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されます。
- ・さらに、地域通貨（注1）やコミュニティビジネス（注2）などを通じて、地域の助け合いや世代を超えた交流など、新たな地域活動についても検討していく必要があります。

（注1）地域通貨：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注2）コミュニティビジネス：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

※18：地域づくり活動（例）



(3) 自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基底的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、連合自治組織の組織化の推進や活動の活性化を図っていく必要があります。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や講演会を実施していますが、さらに地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成など、積極的な支援策を展開する必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

第4章 推進の仕組み

●1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民公益活動団体などと行政が協力して作成し、具体的な市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

(2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

●2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※19参照）

（1）庁内の推進体制の強化

①庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

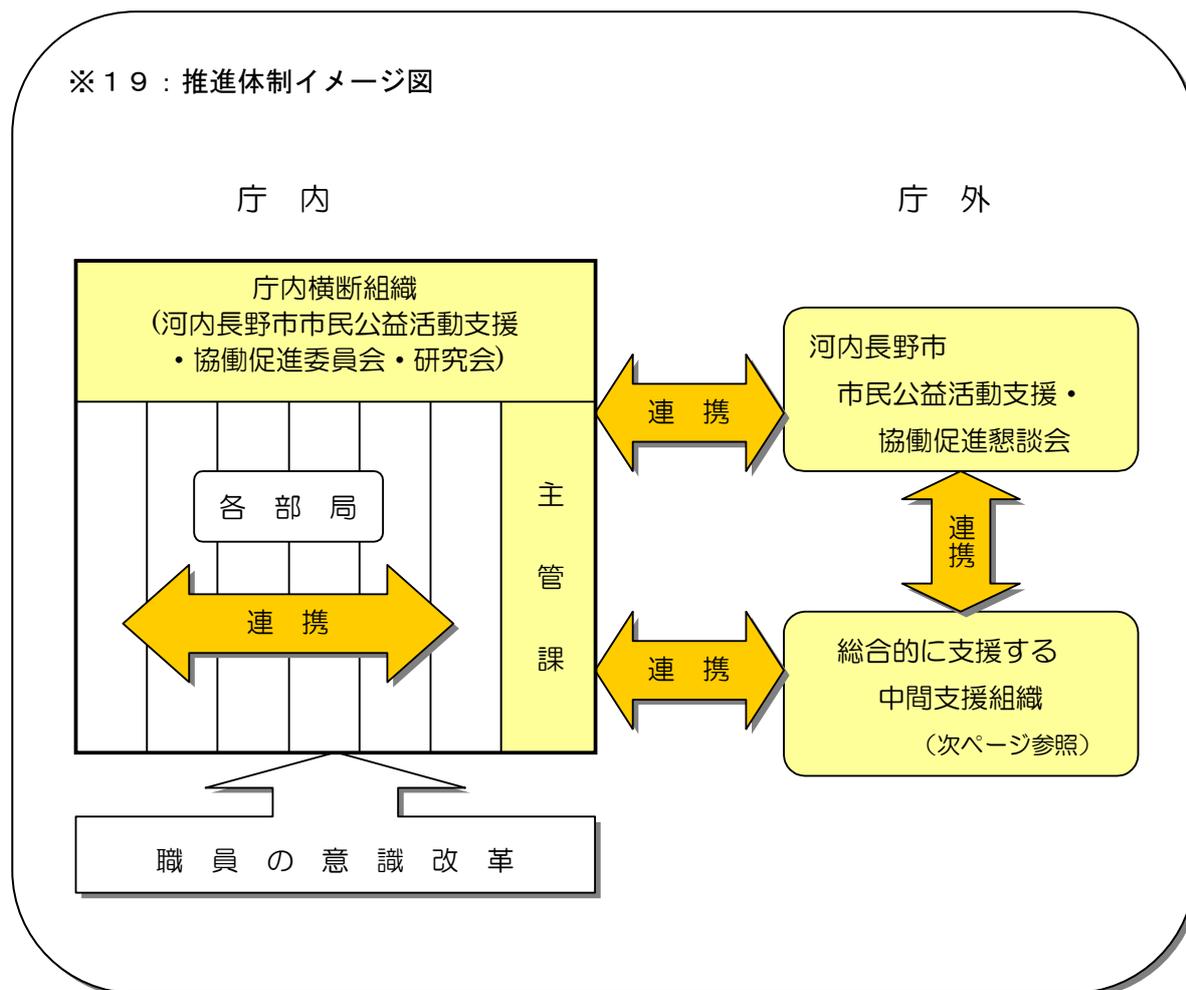
②職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていく必要があります。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

（2）市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

- ・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※19：推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

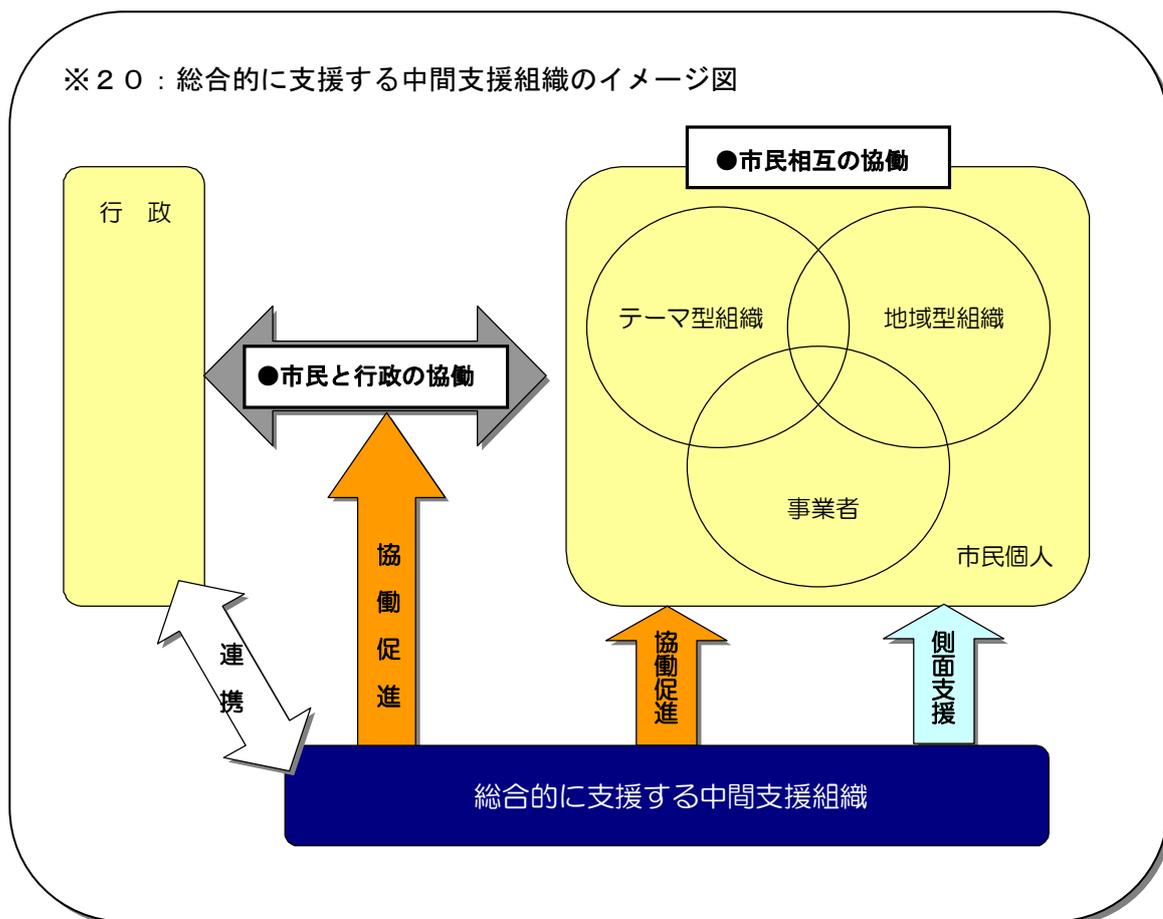
- ・ 中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

● 中間支援組織の主な機能

- ・ 情報の収集・提供機能
- ・ 人材育成機能
- ・ 相談・助言機能
- ・ 立ち上げ支援機能
- ・ コーディネート機能
- ・ ネットワーク支援機能
- ・ 調査・研究機能
- ・ 評価機能

(2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※20参照)。



資料

資料 1 : 策定の手順について

資料 2 : 策定の経過について

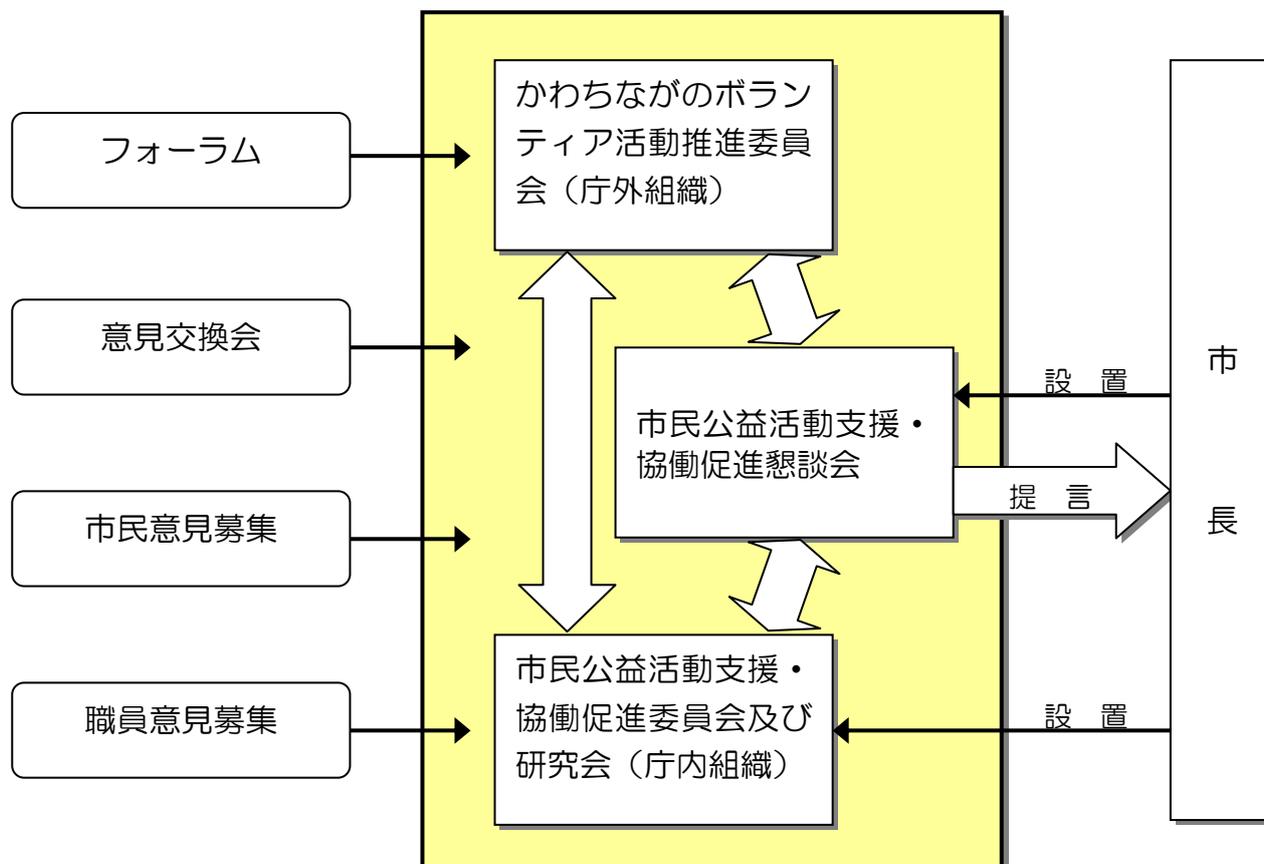
資料 3 : 提言の策定体制

資料 4 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

資料 5 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

資料 6 : 河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程

資料1：策定の手順について



資料2：策定の経過について

●河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

第1回会議	H16. 6. 10	「委員委嘱、懇談会の位置付け、自己紹介、これまでの施策について」
第2回会議	H16. 7. 30	「河内長野市の市民公益活動の現状について①：NPO法人、ボランティア団体」
第3回会議	H16. 9. 2	「河内長野市の市民公益活動の現状について②：福祉、青少年関係」
第4回会議	H16. 10. 29	「河内長野市の市民公益活動の現状について③：社会福祉協議会、自治会関係」
第5回会議	H17. 1. 6	「河内長野市の市民公益活動の現状について④：自治会関係」 「これまでのボランティア活動支援の評価について」 (かわちながのボランティア活動推進委員会から)
第6回会議	H17. 3. 8	「市民公益活動とは、市民公益活動の意義、支援・協働の原則など」
第7回会議	H17. 4. 20	「前回のまとめ、市民公益活動の支援策①の検討など」
第8回会議	H17. 6. 8	「市民公益活動の支援策②の検討、推進のしくみなど」
第9回会議	H17. 7. 20	「協働事業の課題と方向性について」(庁内検討組織から) 「地域型組織について、これまでの修正部分の確認」
第10回会議	H17. 10. 12	「協働によるまちづくり、市民と行政の協働、市民相互の協働など」
第11回会議	H17. 11. 29	「意見交換会～協働によるまちづくりをめざして～」
第12回会議	H18. 1. 11	「簡素化案について、協働によるまちづくり、市民相互の協働など」
第13回会議	H18. 2. 20	「はじめに、前回の修正項目について」
第14回会議	H18. 3. 28	「中間案について」
第15回会議	H18. 7. 4	「市民意見に対する回答について、提言の策定について」
第16回会議	H18. 7. 11	「提言の提出」

●その他

河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会 計6回開催

河内長野市市民公益活動支援・協働促進研究会 計11回開催

かわちながのボランティア活動推進委員会 計11回開催

●市民参加

- ・市民公益活動支援・協働促進フォーラム

開催日：平成17年11月19日（土）

場所：三日市市民ホール 参加者：65名

- ・市民公益活動支援・協働促進意見交換会

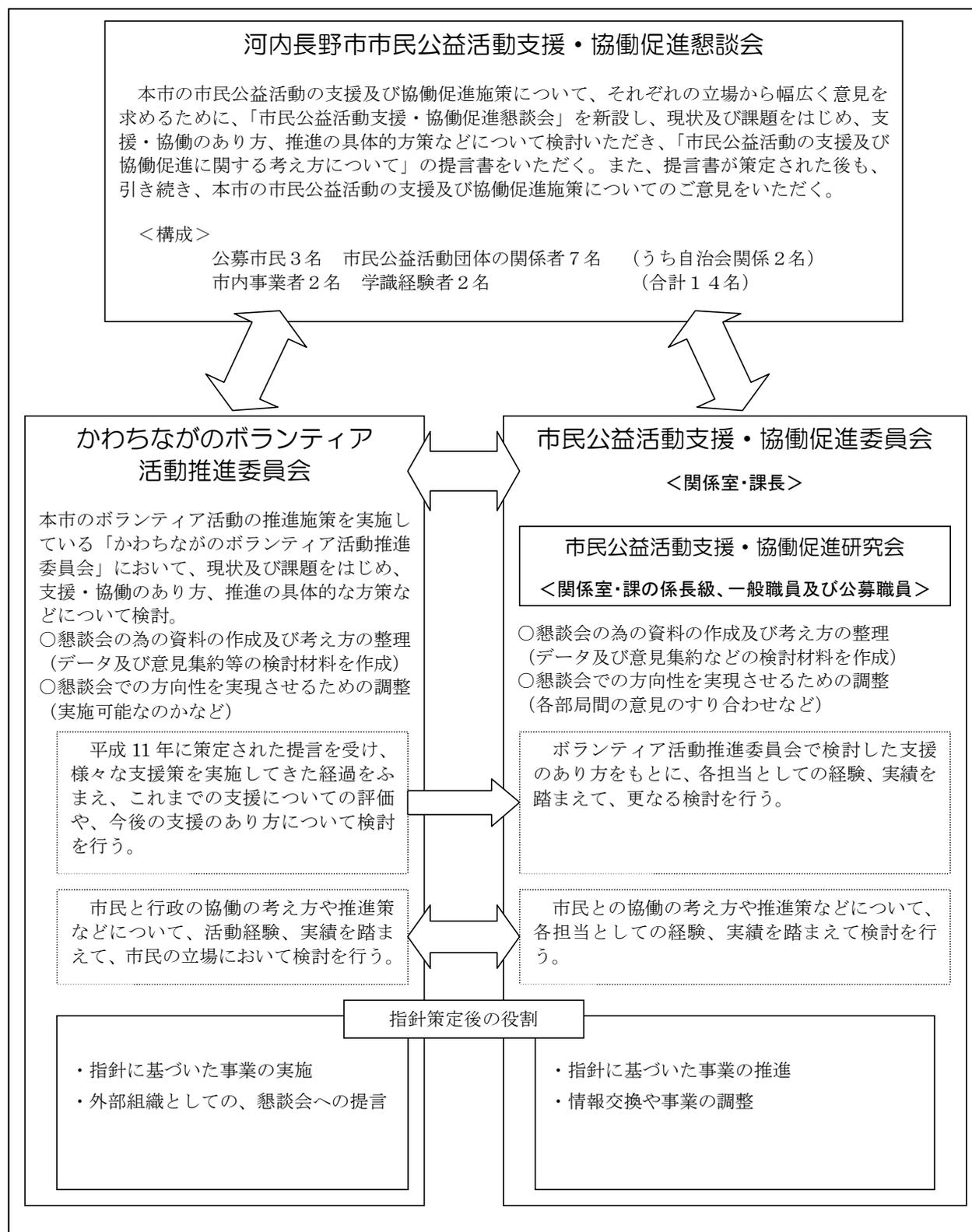
開催日：平成17年11月29日（火）

場所：市役所802会議室 参加者：48名（市民27名、市職員21名）

- ・市民意見募集（平成18年5月1日～5月31日）

提出意見：10件（4名）（併せて庁内での職員意見募集も実施）

資料3：提言の策定体制



(第1回懇談会資料から)

資料4：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

平成16年3月8日

規程第6号

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりをめざし、市民公益活動の支援及び協働促進のあり方について、それぞれの立場から幅広く意見を求めるため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、河内長野市が行う市民公益活動の支援及び協働促進施策に関する基本的事項について検討し、提言するものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、14名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市民公益活動団体の関係者
- (3) 市内事業者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、議事運営その他会議の目的が達成できなくなると認められるときは、懇談会の会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規程の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成18年4月30日までとする。

資料5：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

(提言策定に関わった委員)

	氏名	所属
会長	久 隆浩	近畿大学 理工学部 社会環境工学科
副会長	飯田 真友美	社会福祉法人 大阪ボランティア協会
委員	上奥 雅勇	三日市小学校区連合町会
委員	浦田 真樹	社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
委員	大畑 幸子	河内長野市老人クラブ連合会(第11回から第14回まで)
委員	奥谷 昭子	河内長野市老人クラブ連合会(第10回まで)
委員	川口 純子	公募市民
委員	芝田 昭典	野作区自治会
委員	芝本 清一	河内長野市青少年健全育成協議会(第15回から)
委員	常石 宜子	かわちながのボランティア活動推進委員会
委員	塔本 勝	河内長野市商工会
委員	中田 壽子	特定非営利活動法人 たすけあい
委員	中林 孝子	河内長野市青少年健全育成協議会(第14回まで)
委員	長尾 常雄	河内長野市老人クラブ連合会(第15回から)
委員	松本 幸久	公募市民
委員	吉野 美津子	公募市民
委員	南 直樹	河内長野市青年会議所

資料6：河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程〈指針策定時〉

平成16年7月7日
河内長野市規程第24号

(設置)

第1条 市民による主体的なまちづくりを図り、市民が主体となって行う公益活動（以下「市民公益活動」という。）を支援するとともに、市民公益活動との協働を促進するため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民公益活動への支援に関すること。
- (2) 市民公益活動との協働に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には企画総務部市民協働室長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者及び委員長が特に指名する者で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総理し、これを代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(研究会)

第6条 委員会の事務を円滑にするため、委員会に市民公益活動支援・協働促進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 委員会の会議において議論すべき事項の調査、研究及び調整に関すること。
 - (2) その他第1条の目的を達成するために必要な具体的事項に関すること。
- 3 研究会は、別表に掲げる者が推薦する実務を担当する職員及び公募職員をもって構成する。
- 4 研究会には座長及び副座長それぞれ1名を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 5 座長は、必要に応じて研究会を招集し、座長がその議長となる。
- 6 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
 8 研究会の運営に関する事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規程第10号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第6条関係)

市民文化部	生涯学習推進室長 人権推進室長
保健福祉部	福祉政策室長 保健政策室長
環境経済部	環境政策室長 産業政策室長
都市建設部	都市計画室長 道路交通室長
企画総務部	企画経営室長 総務室長
市長直轄	危機管理室長
教育委員会事務局教育部	学校教育室長 社会教育室長

河内長野市 総務部 市民協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町1丁目1-1

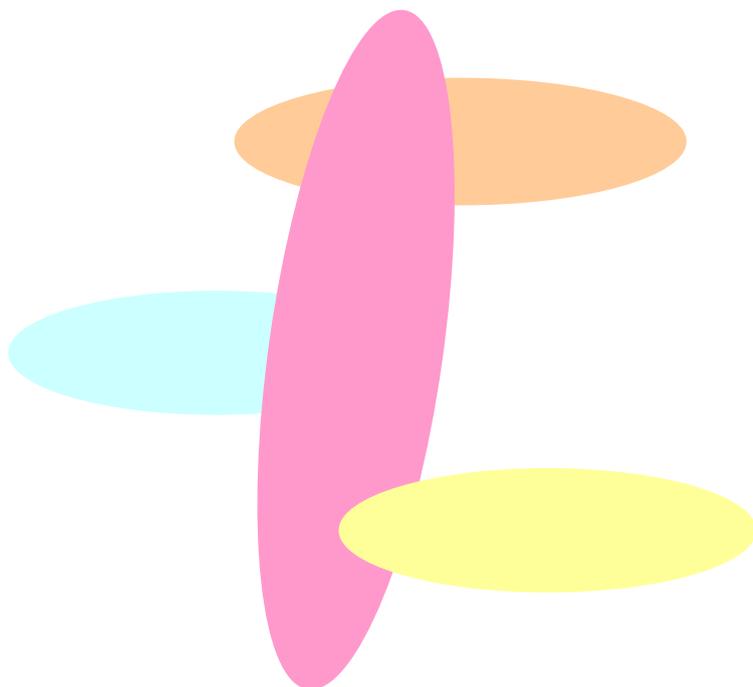
電話：0721-53-1111

FAX：0721-56-1761

E-mail：shiminsanka@mbox.city.kawachinagano.osaka.jp

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

改訂版（案）



河内長野市

令和●年●月

改訂版の策定にあたって

本市では、平成18年4月にスタートした「第4次総合計画」において、まちづくりの理念の一つに「協働によるまちづくり」を掲げるとともに、同年12月には、「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を制定し、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律性の高いまちづくり」の実現をめざして取組みを進めてきました。

その後、平成28年4月にスタートした「第5次総合計画」において、まちづくりを支える基本政策として「協働によるまちづくり」を掲げ、基本的な考え方については引き継いできました。

一方、指針策定後において、時代潮流の変化に合わせた対応や、指針に基づく施策への更なる段階への対応など、指針の内容についての見直しが必要となってきました。

そこで、市民公益活動支援・協働促進懇談会を中心に、様々な意見を聞きながら、改訂版の作成を行うものです。

令和●年●月

目 次

はじめに

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1. 本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 2. 本指針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 3. これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 4. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 協働によるまちづくり

- 1. 今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1. 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2. 今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 1. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 行政の担うべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 1. 自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 2. 行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 3. 「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2章 支援・協働のあり方

- 1. 市民公益活動の意義と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 1. 市民公益活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 2. 市民公益活動の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 1. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3章 推進の具体的な方策

- 1. 市民公益活動の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 1. 普及啓発・参加促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 2. 情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 3. 人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 4. 資金確保への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - 5. 活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 6. ネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 2. 市民と行政の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - 1. 協働促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
 - 2. 協働事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 3. 市民相互の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
 - 1. 特定のテーマによる協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
 - 2. 特定の地域による協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第4章 推進の仕組み

- 1. ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
 - 1. ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
 - 2. 体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
 - 1. 推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
 - 2. 中間支援組織の活用整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
-

はじめに

●1. はじめに

1. 本指針の目的

本指針は、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をふまえ、その理念の一つであるり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働のによるまちづくり」を受け進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

2. 本指針の構成

本指針は、以下のような構成となっています。

はじめに	○はじめに
------	-------

考 え 方

第1章：協働によるまちづくり 指針の目指すべきものを明らかにしています	○今、なぜ協働が必要か ○協働によるまちづくり ○行政の担うべき役割
---	--

第2章：支援・協働のあり方 支援・協働の考え方を明らかにしています	○市民公益活動の意義と課題 ○支援・協働の基本的な考え方 ○推進のための役割
---	--

方 策

第3章：推進の具体的な方策 具体的な推進の方策の方向性について明らかにしています	○市民公益活動の基盤づくり ○市民と行政の協働促進について ○市民相互の協働促進について
--	--

第4章：推進の仕組み 推進するための仕組みについて明らかにしています	○ルールづくり ○体制づくり
--	-------------------

3. これまでの経過

本指針の作成及び改訂の経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～19年	「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託し、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ事業を展開。
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくため、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
<u>平成18年 4月</u>	<u>第4次総合計画スタート。まちづくりの理念の一つを「協働のまちづくり」とする。</u>
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。
<u>平成19年11月</u>	<u>市民主体による検討委員会の議論を経て、市民公益活動支援センター「るーぷらざ」オープン</u> <u>指定管理者：かわちながの市民公益活動推進委員会（かわちながのボランティア活動推進委員会から名称変更。現：NPO法人はぴえる）。以降、3期に渡り同団体が受託。</u>
<u>平成20年10月</u>	<u>各地でまちづくり交流会スタート（最大10地域。現在、地域まちづくり協議会の取組みの中で継続している地域有り）</u>
<u>平成20年12月</u>	<u>市民と行政との協働で「協働マニュアル」を作成。</u>
<u>平成22年 5月</u>	<u>市民公益活動支援補助金制度とその原資となる基金（ふれあいるーぷらざ基金）を創設。</u> <u>協働事業提案制度を創設</u>
<u>平成22年10月</u>	<u>大阪府より、NPO法人設立認証等の事務移譲</u>
<u>平成23年 7月</u>	<u>地域まちづくり協議会スタート（現在13小学校区中11校区で設置）</u>
<u>平成28年 4月</u>	<u>第5次総合計画スタート。まちづくりを支える政策として「協働によるまちづくり」を定める。また、小学校区ごとに地域ワークショップを実施し、地域別計画を策定。</u>
<u>令和 4年 ●月</u>	<u>市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を改訂</u>

4. 用語の定義

(1) 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公益とは：不特定多数の第三者の利益。(特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含まれます。)

共益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営利とは：利益追求を目的として活動すること。

(活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。)

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。

(活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。)

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
 - ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。
 - ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。
-
- ・市民公益活動についての判断は、その活動の担い手(次ページ参照)の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれることから、それぞれの活動に応じた個別の判断が必要となります。

(2) 市民公益活動の担い手について

①市民とは

a. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※1参照）

●テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注1）、ボランティア団体など

●地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

b. その他の団体

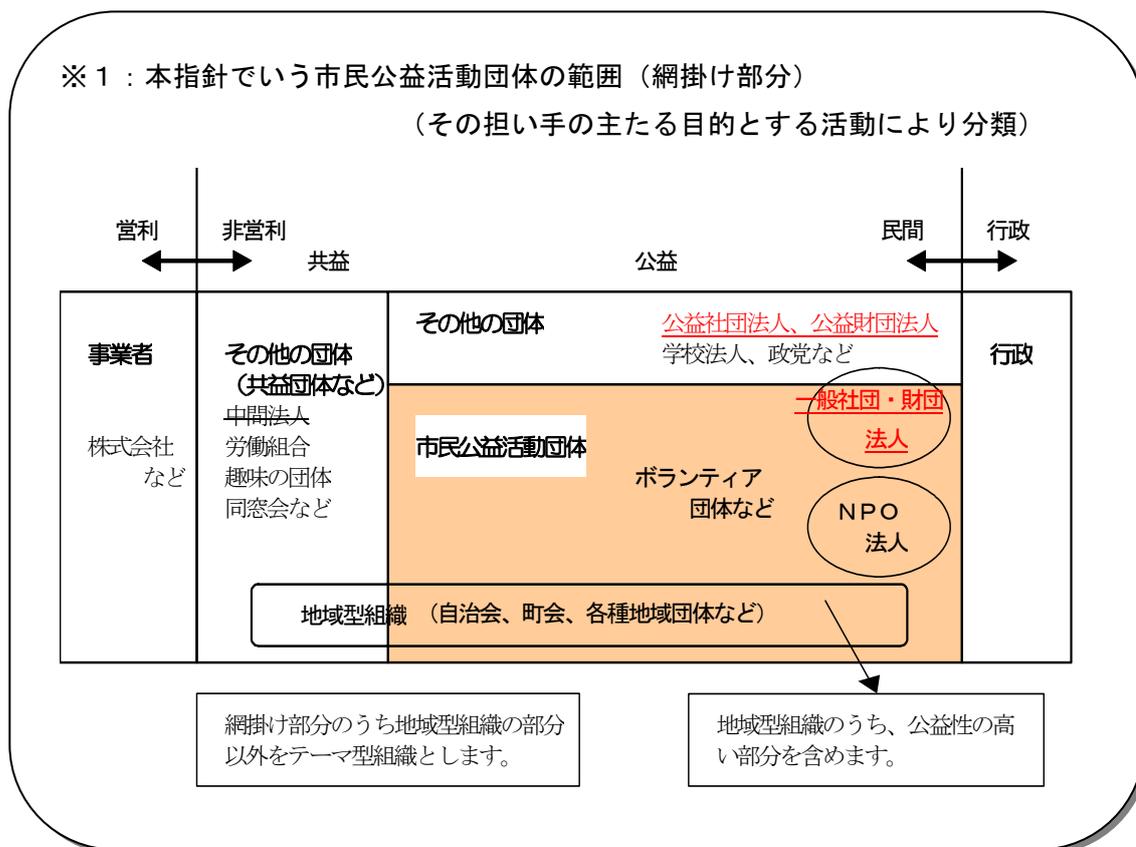
NPO法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（中間法人や労働組合など）、趣味の団体など

c. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人
 なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

②事業者とは

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人



- ・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※2参照）により整理します。

※2：市民公益活動と活動の担い手の関係性

		主な活動の担い手		
		市民公益活動団体	その他の団体 (例：共益団体)	事業者
		NPO法人、ボランティア団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

- ・ 市民公益活動を行う法人としては、これまではNPO法人が一般的でしたが、法人制度改革などにより、一般社団法人や一般財団法人などの公益法人をはじめ、多様な法人形態での市民公益活動が行われるようになってきていることから、活動内容等に適した法人を選択できるよう支援していくことが求められます。
- ・ また、事業者が行う市民公益活動について、これまでは本来事業とは一線を画して行うCSR（注2）活動がメインでしたが、近年は本来事業を通して地域や社会の課題解決を目指すCSV（注3）活動が注目を浴びています。このような活動においても、市民公益活動との連携・協働が進んでおり、情報の収集・提供に努めるとともに、必要なコーディネート等を行っていくことが求められています。

コラム？

CSR と CSV

⇒それぞれの事例

（注1）NPO法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

（注2）CSR：corporate social responsibility（企業の社会的責任）の略。企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。

（注3）CSV：creating shared value（共有価値の創造）の略。企業による経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）を両立させること。

第1章 協働によるまちづくり

●1. 今、なぜ協働が必要か

1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。

2. 今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。(※3参照)

(1) まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっていきます。
- ・また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などに見られた災害時のボランティア(注1)やNPO(注2)、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいこうとする動きが出てきています。
- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

(2) 地方分権・地方創生への流れ

- ・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- ・そのような中、人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生できるよう、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定され、各自治体としても推進していくこととなりました。そこでは、地域課題の解決のための持続的な取組体制の確立として「地域運営組織」が必要とされ、全国的に自立的なまちづくりが求められています。また、地域の担い手不足への対応として、地域外の人材が地域の担い手となる「関係人口」の増加への取組みを推進しています。
- ・行政は、社会潮流や市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

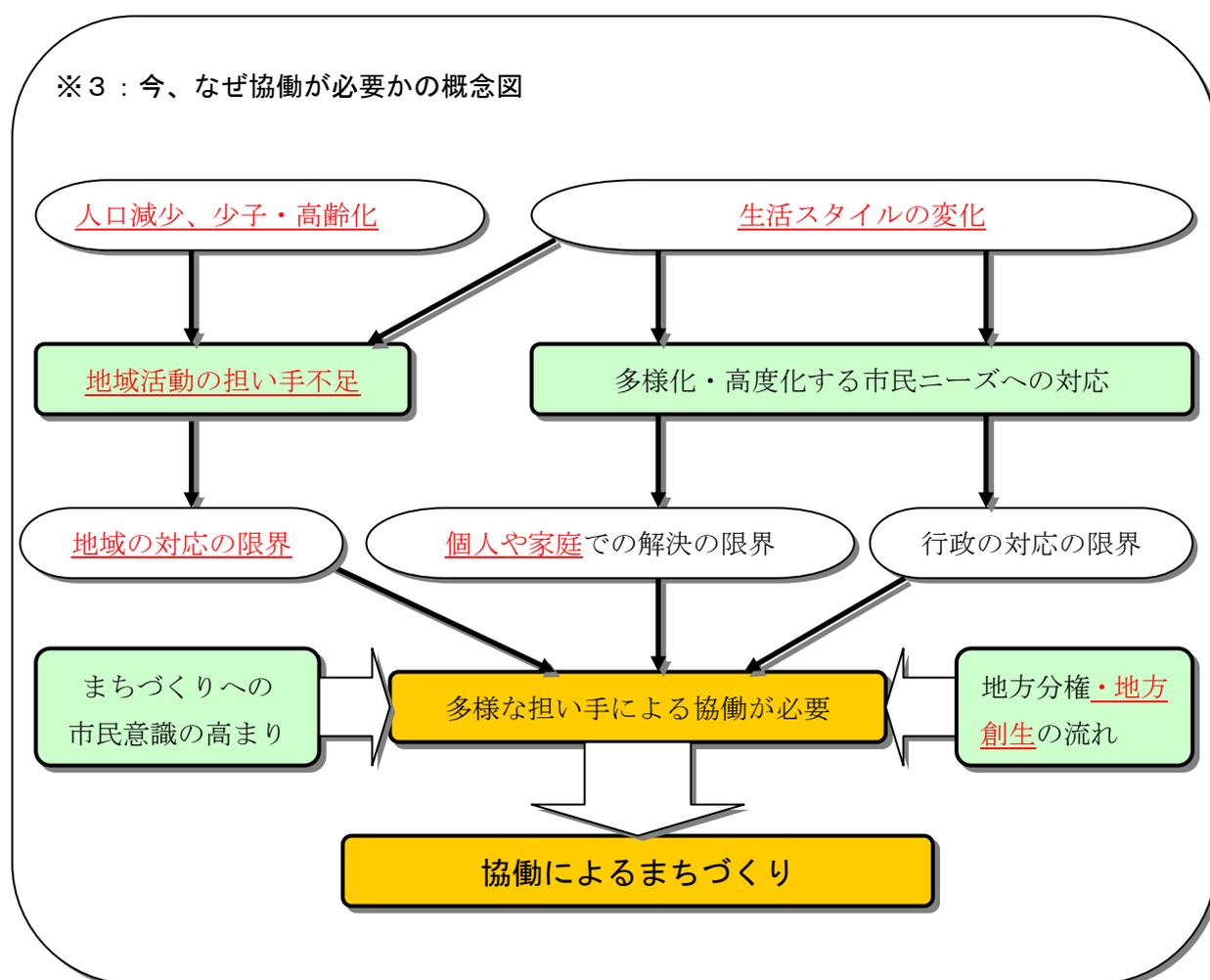
(3) 多様化・高度化する市民ニーズへの対応

- ・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、めまぐるしい社会状況の変化に伴い生活スタイルが変化により、市民ニーズが多様化・高度化しています。

- ・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、市民個人や家庭の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

(4) 地域活動の担い手不足

- ・人口減少や少子・高齢化、生活スタイルの変化により、地域活動の担い手不足がさらなる不足を招く悪循環に陥っており、地域による対応にも限界が生じてきています。



(注1) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注2) NPO：NPOとは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織をNPO法人という。なお、ボランティア団体もNPOとなる。

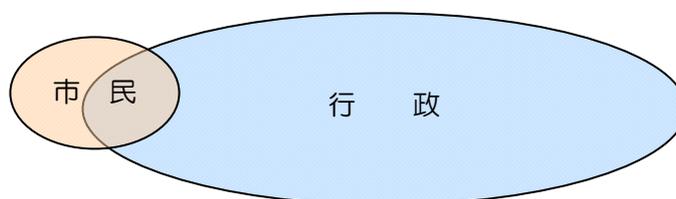
2. 協働によるまちづくり

1. 協働によるまちづくり

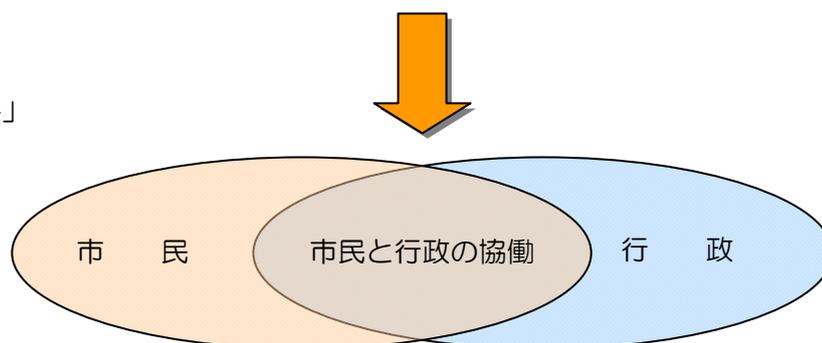
今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」(※4参照)という考え方を見直し、市民みんなに関わることで、行政だけでなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」(※5参照)を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※4：「これまでの公共」



※5：「新たな公共」

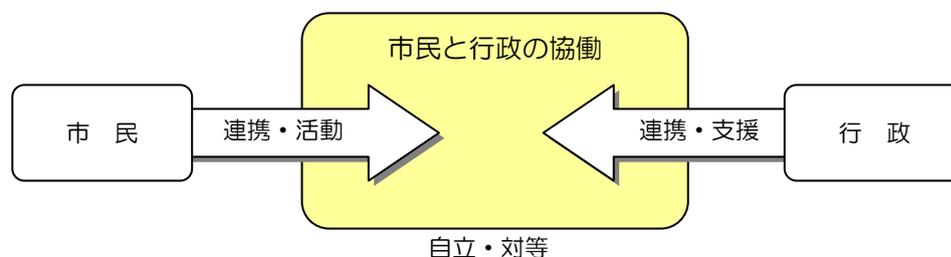


この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

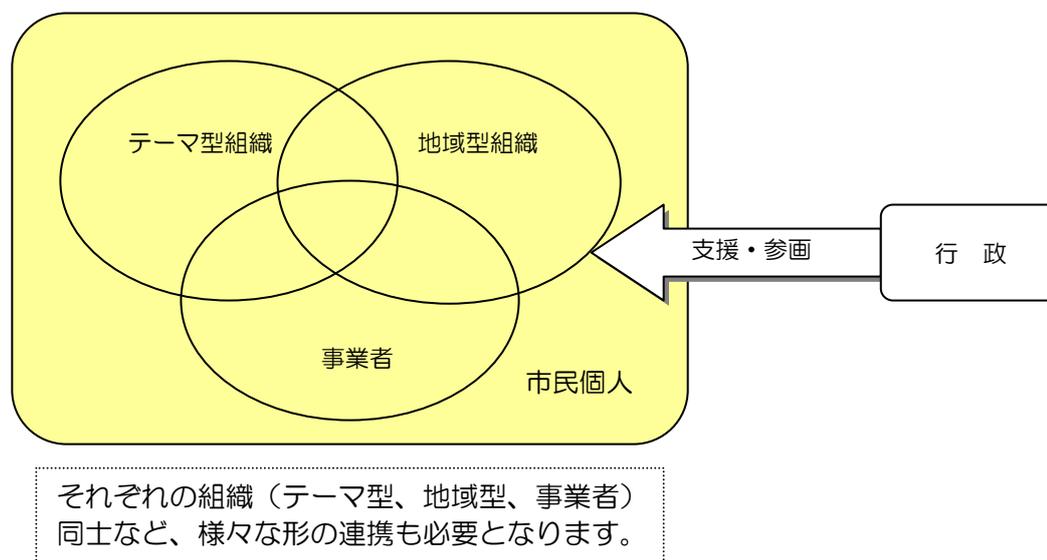
「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」(※6参照)と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」(※7参照)が大きな柱になると考えられます。

今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

※6：「市民と行政の協働」

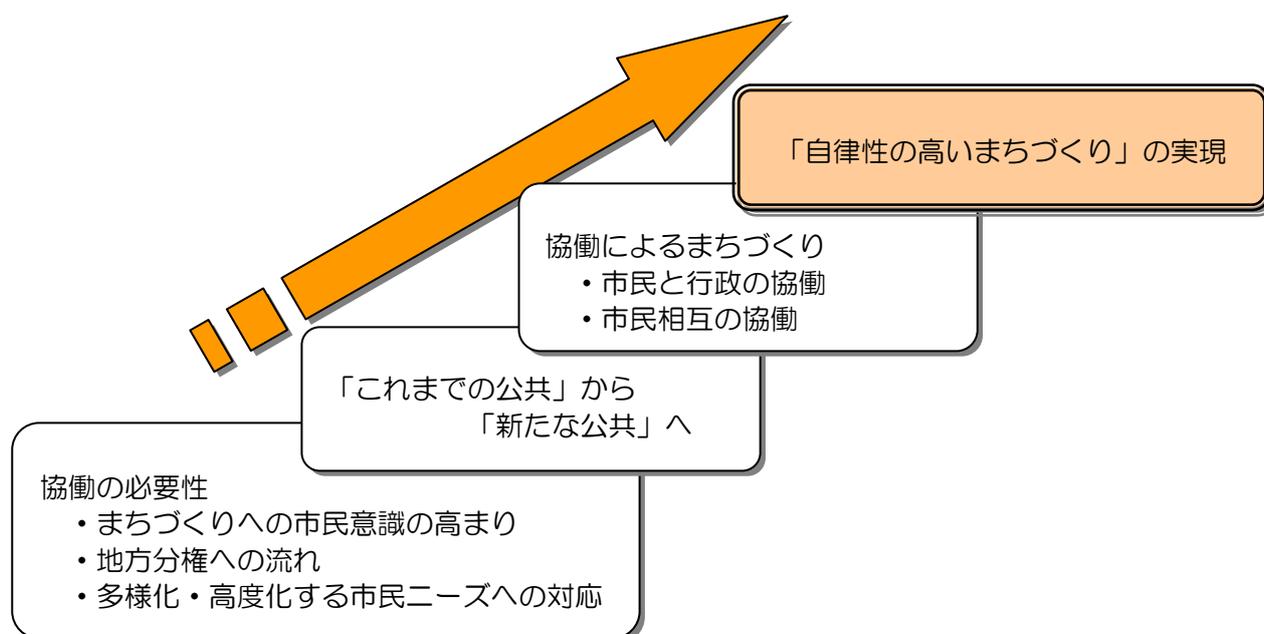


※7：「市民相互の協働」



このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※8参照）

※8：自律性の高いまちづくりへのイメージ図



●3. 行政の担うべき役割

1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

(1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

- ・より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

(2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

- ・自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、自分たちだけで行うと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めていく必要があります。
- ・行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対応しきれない課題を補完し、行政の負担が減った部分はより高い次元のまちづくりに活かしていく必要があります。

(3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

- ・「持続性の原則」は、もともと環境の分野において「持続可能な発展」という概念から広まったものですが、将来にわたり安定した行動を持続していくためには、「循環型社会の形成」「地域経済の活性化」「活力ある地域社会づくり」の各側面から、将来を見据えた対応を行っていくことで、持続可能な社会を形成し、自律性の高いまちづくりを行っていく必要があります。

2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

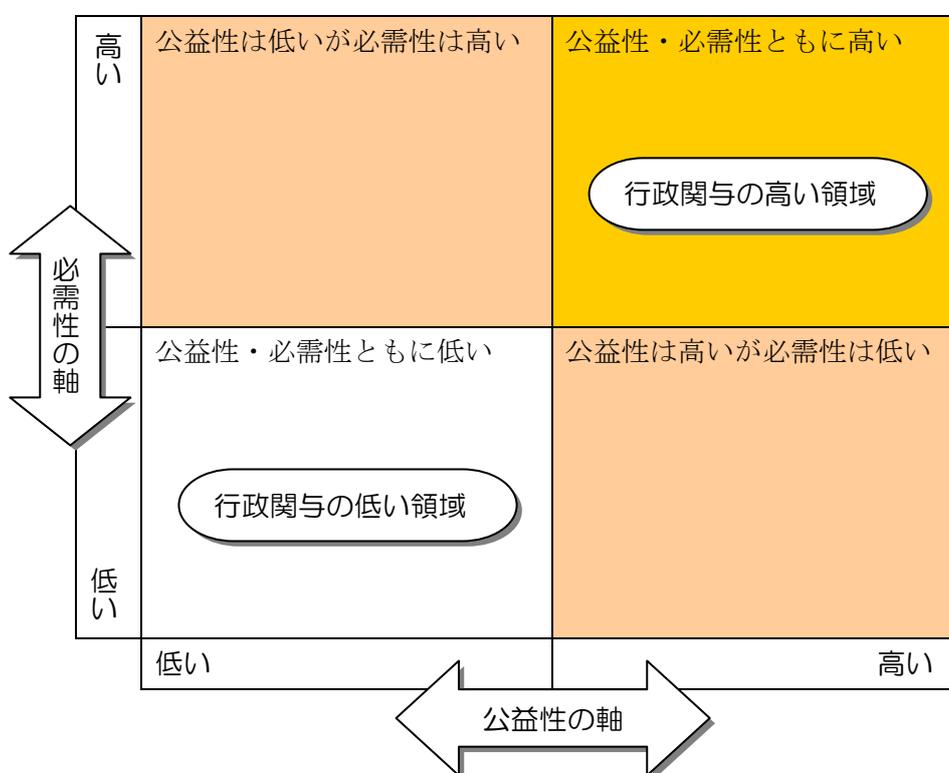
- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※9参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※9：市民と行政の領域の種類

領域	領域名	領域の説明	事業例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など	

- ・次に、様々な領域が存在する中で実際に事業を行っていくためには、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要が出てきますが、例えば、「公益性の軸」と「必需性の軸」の2つの要素を重ね合わせて判断していく方法が考えられます。（※10参照）
- ・これらの要素の組み合わせから、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。
- ・市民と行政との協働を進めるうえで、このような判断材料をもとに、さまざまな視点から総合的に、市民と行政とがともにそれぞれの領域を検討・判断していく必要があります。

※10：行政の関与度合いの判断例



○公益性の軸：公益的なものか私益を目的とするものか。

○必需性の軸：必要不可欠なものか、なくても差し支えないものか。

3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

- ・このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。
- ・さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があり、市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

●1. 市民公益活動の意義と課題

1. 市民公益活動の意義

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。

それは、市民公益活動がそれぞれの特性（※11参照）を活かすことで、次のような可能性を有しているからです。

- (1) 多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応
 - ・多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しい部分についても、きめ細やかに対応することができます。
- (2) 市民の自治意識の向上
 - ・市民公益活動は、社会的に必要とされるサービスの提供を担うことを通して、市民のまちづくりへの参加意識、自治意識を高めるきっかけとなります。
- (3) 地域コミュニティの活性化
 - ・市民公益活動を通して、まちづくりの担い手としての意識が向上し、地域課題の解決に向けた連携が進むとともに、地域住民の相互理解や信頼関係が構築されていくことにより、地域コミュニティの活性化につながります。
- (4) 地域経済活動の活性化
 - ・市民公益活動の多様な事業展開が、新たな雇用機会やマーケットの創出を生み出すきっかけとなり、地域の経済活動の活性化につながっていく可能性を有しています。
 - ・さらに、地域通貨など、地域の中で金銭をはじめとする様々な資源を循環させる取り組みが進んできており、それらの活動も地域の経済活動の活性化につながっていくと考えられます。
- (5) 社会参加への場の拡充
 - ・市民公益活動は、活動者が自らを高め、生きがいを見いだすなど、心豊かな自己実現の場となっています。
 - ・しかし、それだけにとどまらず、その過程を通して学んだことを地域や社会に活かし、自らの内なる力を発揮していく社会参加への場を拡充していくことができます。

※11：市民公益活動の特性

a. 自発性	活動が自発的に行われていること。
b. 自立性	他の主体と、もたれ合う関係ではなく、支え合う関係であること。
c. 非営利性	利益追求を目的としないこと。(利益をあげても、配分を行わないこと。)
d. 公益性	不特定多数の利益を増進すること。
e. 多様性	多様な分野に多様な団体が存在し、選択肢が多いこと。
f. 柔軟性	公平性に束縛されないため、柔軟な対応が可能。
g. 先駆性	自己責任の原則において、次々と創造的な活動を行うことが可能。
h. 機動性	意思決定に時間を要さず、課題に対して速やかな活動が可能。
i. 専門性	特定のテーマについての深い知識や経験を活かした活動が可能。

2. 市民公益活動の課題

市民公益活動に関しては、以下のような多くの課題があげられていることから、今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、これら課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

(1) 啓発や参加の促進に関する課題

- ・多くの人に市民公益活動への関心を持ってもらうことが難しい。
- ・市民公益活動に対する理解が共有されていない。
- ・活動への参加を促進する仕組みが整っていない。
- ・参加者の性別や年齢に偏りがある。

(2) 情報の収集・提供に関する課題

- ・総合的な情報の収集・提供の仕組みが構築されておらず本当に欲しい情報を得にくい。
- ・必要とされる情報が多様化・高度化している。
- ・情報媒体の多様化への対応が遅れている。

(3) 人材に関する課題

- ・市民公益活動への参加を促進するアドバイザーが不足している。
- ・交流や協働を促進するコーディネーターが不足している。
- ・メンバーの固定化やスタッフの不足など、人材の育成・確保の点で課題がある。
- ・地域づくりを推進する人材が不足している。
- ・団体構成員の性別や年齢に偏りがある。

(4) 組織運営に関する課題

- ・団体が自立し、継続的に活動していくために必要な資金や人材の確保についてのノウハウが不足している。
- ・事業規模や内容に対応した労務や税務などの経営的なノウハウが不足している。
- ・活動を行っていく上で必要な専門性を身に付けていくことや、その専門性をメンバーや後継者に伝えていくことが難しい。
- ・役員に負担が集中する、活動がマンネリ化するなど、組織運営に対するノウハウが不足している。
- ・活動に伴うリスクに対応できる団体が少ない。

(5) 活動資金に関する課題

- ・活動資金が足りない（寄付など民間からの資金援助が難しい）。
- ・資金獲得のための情報や技術が不足している。
- ・補助金など、行政からの支援が得にくい。
- ・スタッフに生活を保障できる報酬を確保できない。

(6) 活動拠点に関する課題

- ・気軽に活動できる場所や機材が不足している。
- ・活動拠点の機能を担っていける支援組織が未成熟である。

(7) ネットワークに関する課題

- ・各団体の特性の違いから、相互理解が不足している。
- ・各団体の情報公開が進んでいないため、情報の交換、共有が難しい。
- ・各団体が交流、連携できる機会が少ない。
- ・各団体の交流を進める仕組みが整っていない。
- ・各団体だけでは対応できる課題に限界がある。

2. 支援・協働の基本的な考え方

1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

(1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

- ・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」(※12参照)に基づいて行っていく必要があります。

※12：「支援・協働の原則」

a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

(2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

(3) 総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第4次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。
- ・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

(4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

3. 推進のための役割

1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

(1) 行政の役割

- ・自治体運営の基本原則（第1章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに（第3章「推進の具体的な方策」参照）、これらを進めていくためのルールや体制を整える（第4章「推進の仕組み」参照）など、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

(2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、お互いが連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

(3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・これは、倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する（CSR）ことだけでなく、経済利益活動が、社会価値の創出（社会課題の解決）を視野に入れた活動（CSV）もあることを理解していくことが求められます。
- ・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

第3章 推進の具体的な方策

●1. 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

①市民意識の醸成

- ・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人々が共有できるよう努めていく必要があります。
- ・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

(2) 参加促進

①参加しやすい環境づくり

- ・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

②参加に向けてのきっかけづくり

- ・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。
- ・また、参加の形態としては、実際に活動するだけでなく、資金面での参加や情報拡散への協力など様々なものがあります。そのため、ターゲットを絞った企画内容や周知方法などの工夫により、若者や女性、さらには地域外の人材の参加を促すきっかけをつくっていく必要があります。

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

①活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

②活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

③協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

①多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メール、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど）といったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていくとともに、常に変化する広報技術の変化に対応していく必要があります。

②情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけでなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成

①組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。
- ・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

②活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

③協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

(2) 人材の確保

①人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、母体の世代経験豊富な退職後の人材をはじめ、若者や女性、さらには地域外の住民など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを、それぞれのターゲットに適した方法で行っていく必要があります。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流などを通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討して行っていく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

・また、クラウドファンディングなど、資金を集める新たなしくみが整備されてきており、活動者の意向に合わせて適切な情報提供等の支援を行っていく必要があります。

②資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動に関する支援基金制度の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。設けていますが、円滑な基金の運用をめざして、寄附のさらなる増加をめざしていく必要があります。
- ・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。一部のNPO法人(認定NPO法人)に適用されていますが、それ以外に団体への適用についても、他自治体の動向も踏まえながら検証していく必要があります。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

①立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金が必要な場合があります。公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、市民公益活動支援補助金制度や融資制度などについて検討していく必要がありますを導入していますが、より効果的な活用を促進していく必要があります。
- ・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税については、収益事業を行わない場合の均等割は減免していますが、他固定資産税、軽自動車税の市税についても減免措置を検討していく必要があります。

5. 活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があります。ることから、平成18年に市民公益活動支援センターをオープンしました。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、施設情報の一元化など、今後においても、拠点機能の充実を図ることで、さらに市民公益活動を行いやすい環境を整えていく必要があります。

(1) 拠点施設の整備

①中央の拠点施設の整備機能充実

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の整備機能~~を充実していく~~ことが必要となっています。

○拠点施設の整備の検討機能~~について~~

- ・拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。
 - a. 事業内容（ソフト面）
 - ・情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業、地域支援事業など、ソフト面についての検討を行っていく必要があります。
 - b. 施設（ハード面）
 - ・ミーティングスペース、ワークスペース（印刷室・作業室）など。交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります。
 - c. 運営方法
 - ・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第4章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
 - ・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールのあり方について、常に確認・検証検討していく必要があります。
 - ・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていくような仕組みについても検討していく必要があります。

②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。
- ・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

(2) 活動しやすい環境づくり

①施設情報のさらなる一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、出来る限りの一元化を図りましたが、さらなる手続きの簡素化に努めていく必要があります。

②利用ルールの一斉化

- ・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの一斉化に向けた検討を行っていく必要があります。

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。
- ・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。
- ・さらに、連合自治会の連合化などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

(3) 多様な担い手の交流促進

- ・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

●2. 市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関わられるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第1章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

(2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

（1）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

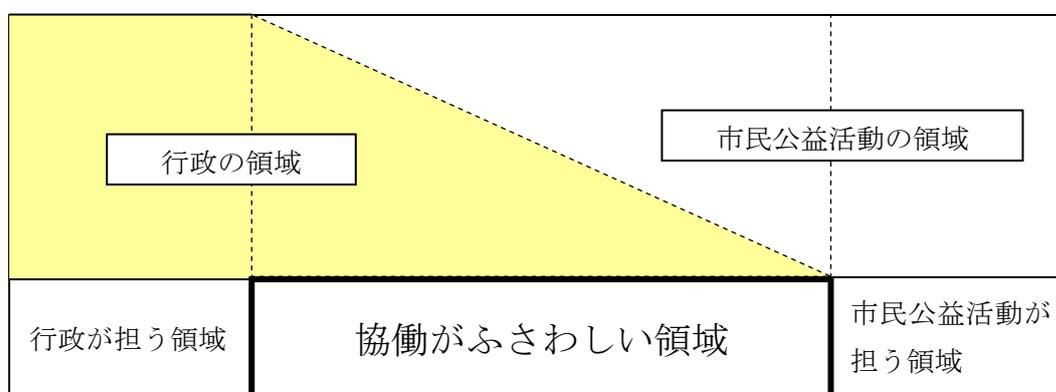
①事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※13参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※14参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

※13：市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※14：市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

<今後の方策>

- ・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。

- ・~~提案公募型事業委託事業の導入の検討~~

~~行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。~~

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

＜今後の方策＞

- ・ 市民公益活動支援補助金制度の活用促進 公募型補助金制度の創設の検討
 広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設 公開プレゼンテーションや第三者評価など、公開性・透明性の高い補助金制度を導入したことから、 今後は、より効果的な活用を促進するとともに、活動内容を周知することで、市民公益活動への理解促進につなげていく必要があります。 を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※15参照）を参考として掲載します。

※15：委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

<今後の方策>

- ・ 共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

- ・ 後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

<今後の方策>

- ・ 後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

- ・ 市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

<今後の方策>

- ・ 協働事業提案制度の活用促進

市民と行政の協働を促進するため、行政が示す事業内容（骨格的なもの）に対し市民公益活動団体などがその細部を提案する「市設定テーマ部門」と、市民の自由な発想による事業を提案できる「市民自由提案部門」の2コースを設けた、協働事業提案制度を導入しました。本制度の更なる活用をめざして、行政からのテーマ設定、市民からの提案ともに、さらなる充実を図っていく必要があります。

- ・ 今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

③協働の担い手の選択

- ・ 行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

a. 参入機会の拡充

- ・ 行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

b. 透明性・公平性の確保

- ・ 協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

(2) 協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

(3) 協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第2章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

●3. 市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

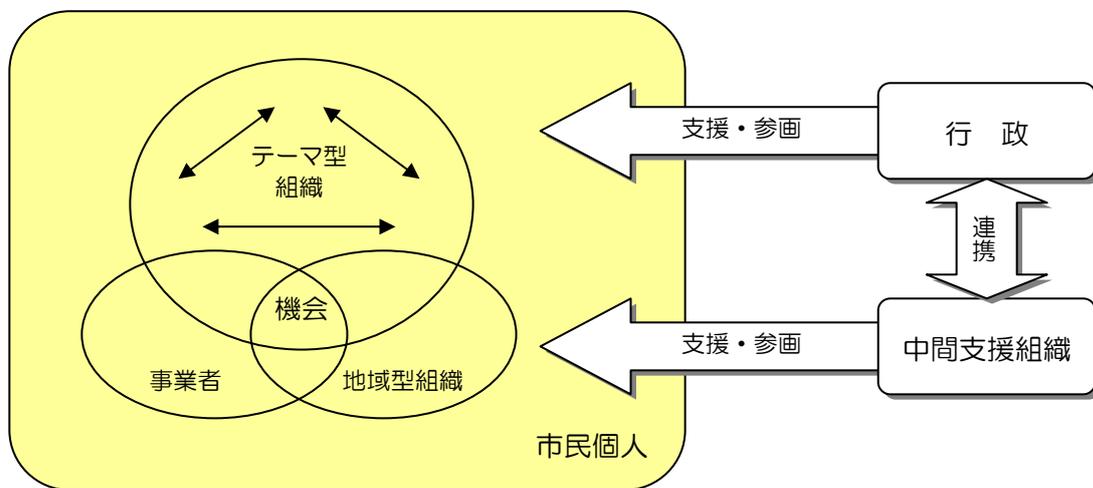
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1) 連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※16参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第4章「推進の仕組み」参照)の役割が重要となってきます期待されます。

※16：特定のテーマによる協働促進のイメージ図



2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

- ・ 少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・ 一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・ 今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者、場合によっては地域に関係のある地域外の人材などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があります。そのため意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

①意識の醸成

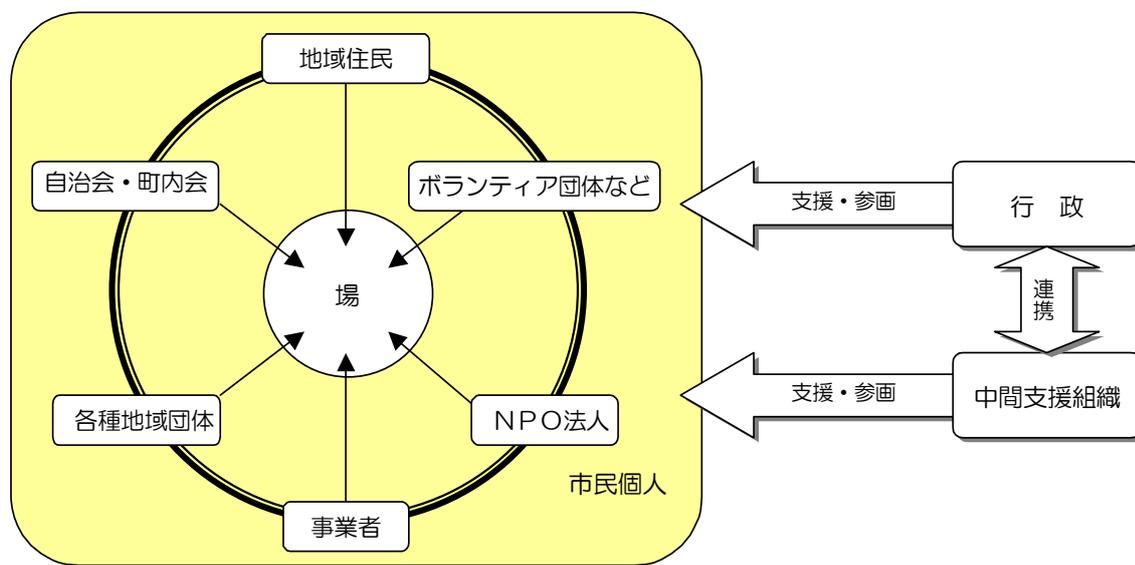
- ・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。
- ・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

②連携の「場」づくり

(地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置)

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要となってきます。(※17参照)
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていくとともに、~~この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく~~必要があります。

※17：特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

(市民相互の協働による地域課題への取り組み)

- ・~~地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。~~
- ・自律性の高い地域づくりに向けて、こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そこで、平成23年から、小学校区ごとに「地域まちづくり協議会（以下、協議会）」を設置し、財政支援や人的支援などを行うことにより、市民相互の協働を中心とした地域ぐるみの活動を支援してきました（※18）。
- ・また、平成28年度に策定した「第5次総合計画」には、小学校区ごとに市民とともに検討した「地域別計画」を定めたことから、本計画に基づいた取組みを進めることで、地域ニーズに合った取組みにつなげています。
- ・今後、地域特性に合わせた協議会活動の充実（地域課題のさらなる解決）を図るとともに、住民への理解促進に努めていく必要があります。
- ・また、地域の自立に向けて、協議会の運営体制も自立していく必要がありますが、そのためには、
- ・~~そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。~~
- ・~~また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※18参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。~~
- ・このようなまちづくりの推進を側面支援する組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、「中間支援組織」（第4章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されますによる支援が必要であるとともに、財政、人的支援や拠点のあり方等についても検討が必要となってきます。
- ・さらに、地域通貨（注1）やコミュニティビジネス（注2）などを通じて、地域の助け合いや世代を超えた交流をはじめ、クラウドファンディングによる資金集めなど、地域で人や資金が循環するような新たな地域活動についても検討していく必要があります。

（注1）地域通貨：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注2）コミュニティビジネス：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

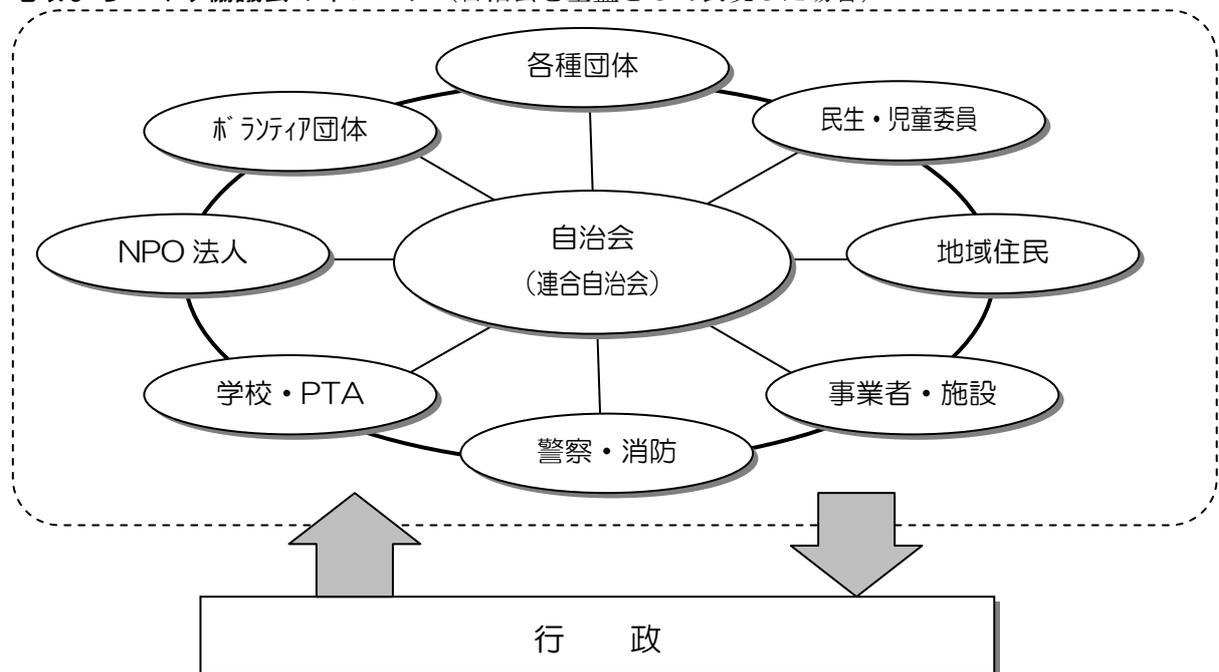
※18の差し替え
もともとは、地域づくり活動
(例) <プロセス図>

※18：地域まちづくり協議会

●概要

- ・ 少子・高齢化やライフスタイルの変化によって、住民のニーズも多様化・複雑化している。これらに対応するため、自治会・町会をはじめ、地域を構成する各種団体や事業者、地域住民等によるネットワークを活かし、地域の課題解決を図りながら、まちづくりに取り組む組織が「地域まちづくり協議会」です。
- ・ 第5次総合計画・地域別計画（小学校区）などに基づき、将来を見据えた様々な地域まちづくり活動を展開しています。

地域まちづくり協議会のイメージ（自治会を基盤として表現した場合）



●支援策（令和2年現在）

・ 財政支援

地域まちづくり支援補助金（上限40万円）

市民公益活動支援補助金（応募制：プレゼンテーションにより審査有り）

◇ ハード事業コース：平成28年度から時限実施（上限原則50万円）

◇ ソフト事業コース：平成29年度導入（上限30万円）

・ 人的支援（地域サポーター、協働事業推進員）

・ 情報提供、人材育成、交流促進など

(3) 自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基底的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、自治会の連合機能の強化連合自治組織の組織化の推進や活動の活性化を図っていく必要があります。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や学習会、交流会等によりを実施していますが、さらに地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成などに努めていますが、今後さらなる積極的な支援策を展開する必要があります。
- ・また、役員の負担の増加から、役員の成り手不足が進んでおり、自治会活動の維持・充実に向けて、活動の効率化も併せて進めていく必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

第4章 推進の仕組み

●1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民公益活動団体などと行政が協力して協働マニュアルを作成したことから、今後はマニュアルの活用を通して、さらなる具体的な市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

(2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

●2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※19参照）

（1）庁内の推進体制の強化

①庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

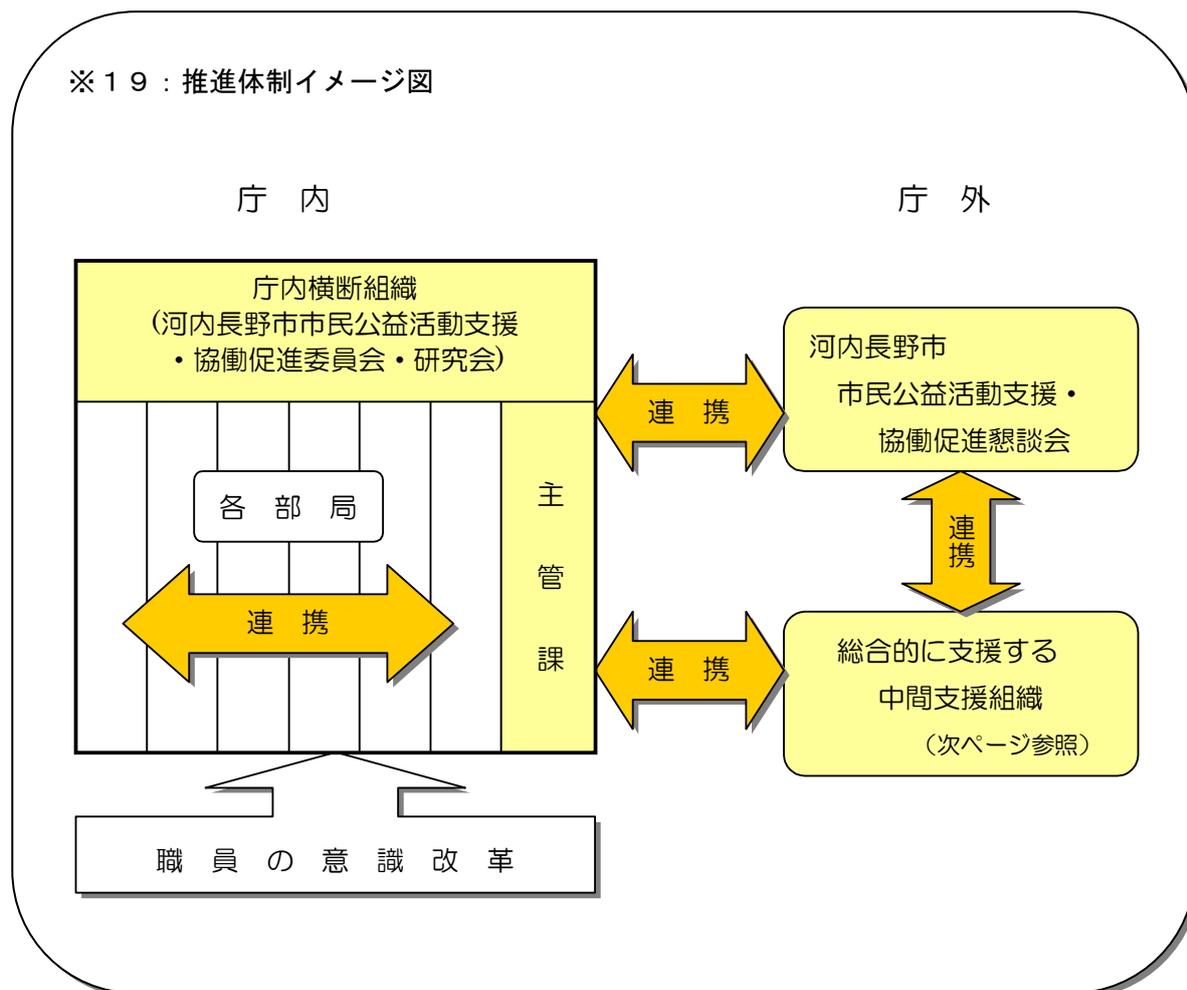
②職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていく必要があります。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

（2）市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

- ・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※19：推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の活用整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

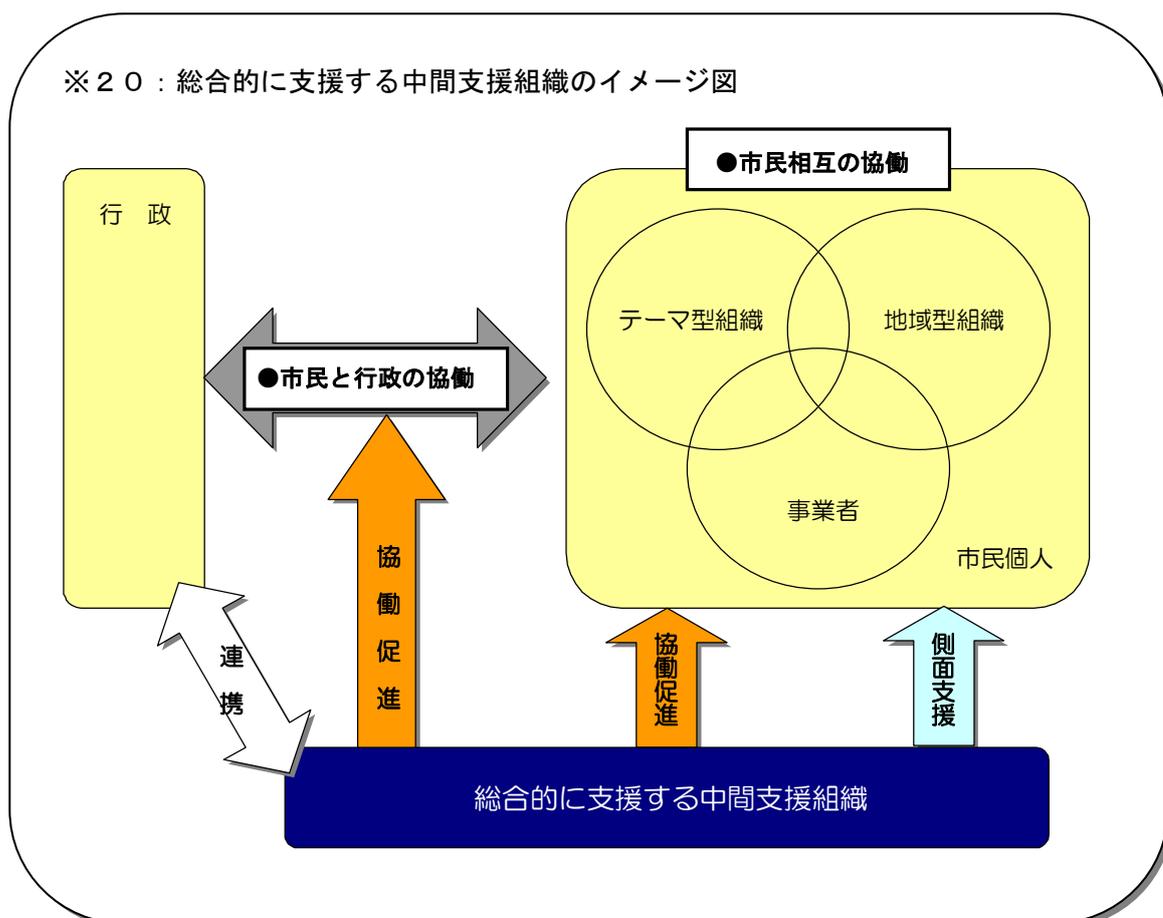
- ・ 中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

● 中間支援組織の主な機能

- ・ 情報の収集・提供機能
- ・ 人材育成機能
- ・ 相談・助言機能
- ・ 立ち上げ支援機能
- ・ コーディネート機能
- ・ ネットワーク支援機能
- ・ 地域支援機能
- ・ 調査・研究機能
- ・ 評価機能

(2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※20参照)。



- ・ 市民公益活動を取り巻く環境が激しく変化していることから、情報収集力やネットワーク力を強化しながら、時代潮流の変化に対応した支援を行っていく必要があります。
- ・ また、地域の担い手不足が深刻となる中、住民による地域課題の解決に向け、地域まちづくり協議会を中心とした地域協働による取り組みを、中間的な立場で支援することで、それぞれの地域の自立を促していくことが求められます。
- ・ さらに、団体や地域の自立に向け、人や資金等を循環できるよう、財務や労務等の事務局機能をはじめとする基幹的な機能についても、適切に支援できる体制を整備する必要があります。

河内長野市 自治安全部 自治協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町1丁目1-1

電話：0721-53-1111

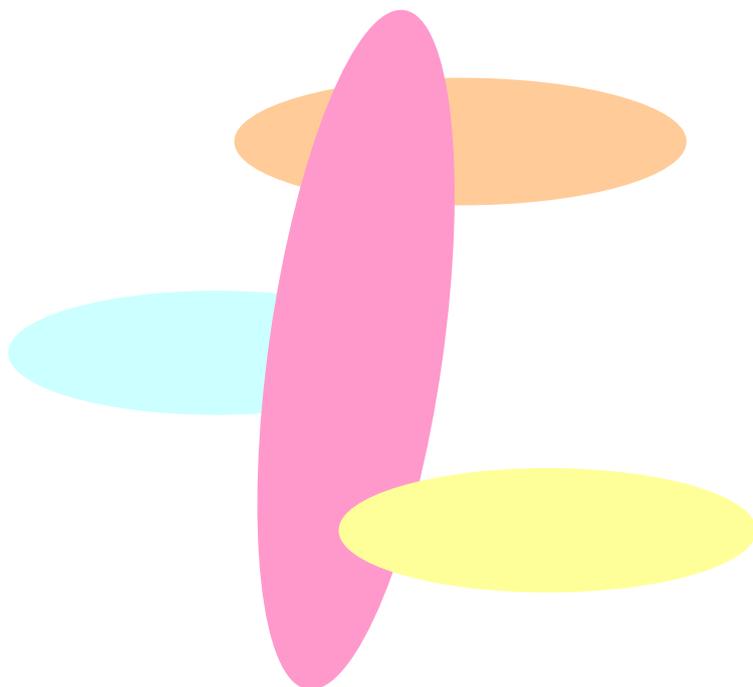
FAX：0721-53-2380

E-mail：jichisinkou@city.kawachinagano.lg.jp

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

改訂版（案）

Ver.2



河内長野市

令和●年●月

改訂版の策定にあたって

本市では、平成18年4月にスタートした「第4次総合計画」において、まちづくりの理念の一つに「協働によるまちづくり」を掲げるとともに、同年12月には、「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を制定し、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律性の高いまちづくり」の実現をめざして取組みを進めてきました。

その後、平成28年4月にスタートした「第5次総合計画」において、まちづくりを支える基本政策として「協働によるまちづくり」を掲げ、基本的な考え方については引き継いできました。

一方、指針策定後において、全国各地で台風や集中豪雨、大規模地震等の自然災害が発生、新型コロナウイルス感染症の流行により、3密回避をはじめとした、新しい生活様式の導入、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組みの推進、Society5.0を見据えた取組み（デジタル化等）の推進等、社会変化が起きています。また、河内長野市においても、超高齢社会、自治会加入率の低下や市民ニーズの多様化・高度化に対応する新たな公共の考え方に基づく施策展開等、時代潮流の変化に合わせた対応や、指針に基づく施策への更なる段階への対応など、指針の内容についての見直しが必要となってきました。

そこで、市民公益活動支援・協働促進懇談会を中心に、様々な意見を聞きながら、改訂版の作成を行うものです。

令和●年●月

● 目 次 ●

はじめに

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 1. 本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 協働によるまちづくり

- 1. なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1. 協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2. なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 3. 協働の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1. 協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 行政の担うべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 1. 自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2. 行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 3. 「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・ 8
- 4. 市民公益活動の担い手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 1. 市民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 2. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 支援・協働のあり方

- 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 1. 支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 1. 推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

資料編

- 1. これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 市民公益活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

はじめに

● 1. はじめに

1. 本指針の目的

本指針は、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をふまえ、その理念の一つであるり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働のによるまちづくり」を受け進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

第 1 章 協働によるまちづくり

● 1. なぜ協働が必要か

1. 協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。この「協働」には、政策立案段階からの市民参画に始まり、施策実行段階でも委託（受託）、共催、補助、ボランティアとしての参画推進など、さまざまな形態があります。

2. なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まっています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（※1 参照）

3. 協働の背景

(1) まちづくりへの市民意識の高まり

- ・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっています。
- ・また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などに見られた災害時のボランティア（注1）やNPO（注2）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいこうとする動きが出てきています。
- ・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まっています。

(2) 地方分権・地方創生への流れ

- ・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。
- ・そのような中、人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生できるよう、平成26年12月に「まち・ひと・

しごと創生総合戦略」が国において策定され、各自治体としても推進していくこととなりました。そこでは、地域課題の解決のための持続的な取組体制の確立として「地域運営組織」が必要とされ、全国的に自立的なまちづくりが求められています。また、地域の担い手不足への対応として、地域外の人材が地域の担い手となる「関係人口」の増加への取組みを推進しています。

- ・行政は、社会潮流や市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

(3) 多様化・高度化する市民ニーズへの対応

- ・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、ICTの進展等めまぐるしい社会状況の変化に伴う生活スタイルの変化により、市民ニーズが多様化・高度化しています。
- ・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、市民個人や家庭の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなっており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

(4) 地域活動の担い手不足

- ・人口減少や少子・高齢化、生活スタイルの変化により、既存組織においては、地域活動の担い手不足がさらなる不足を招く悪循環に陥っており、地域による対応にも限界が生じてきています。

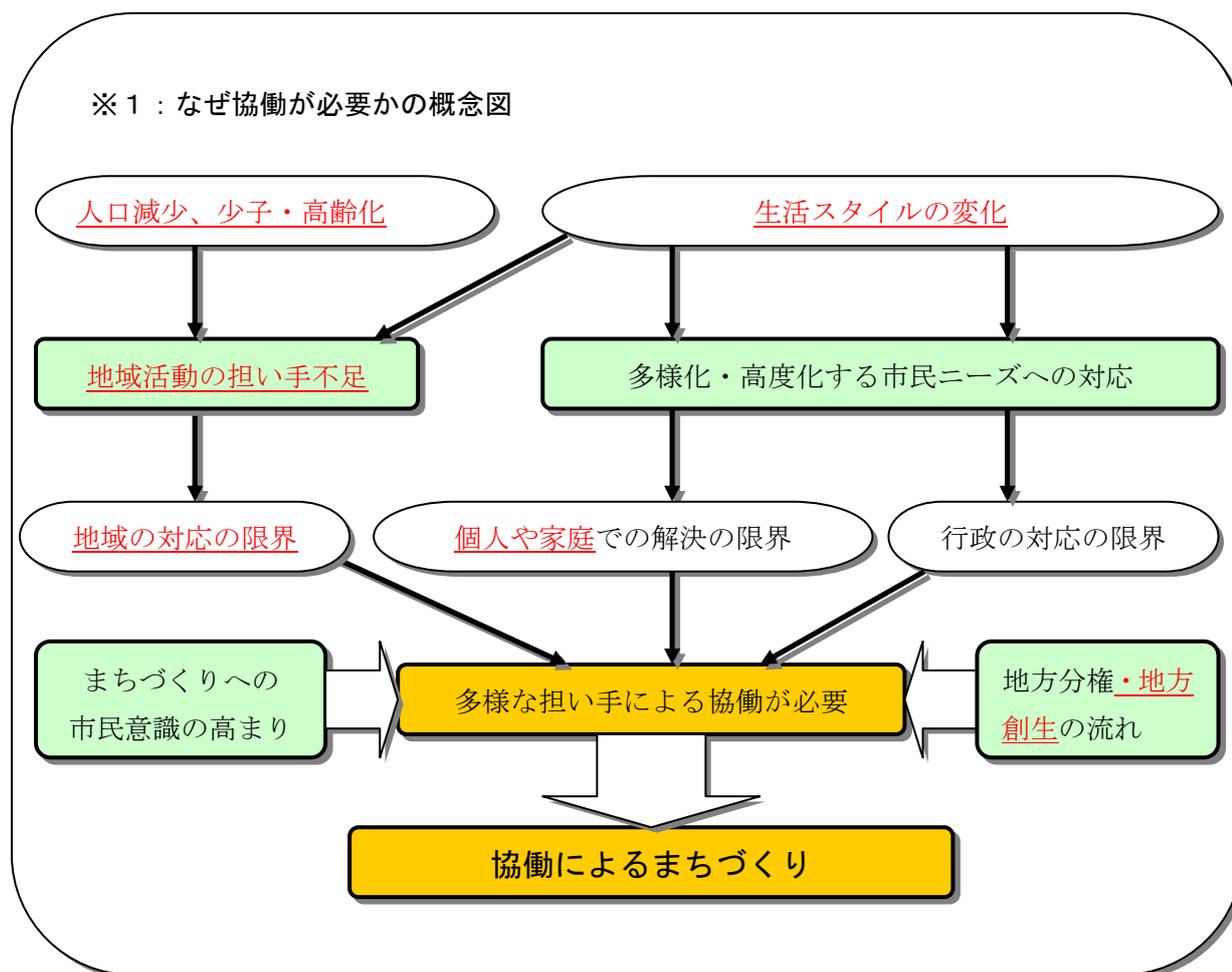
【コラム】

～NPO 法人 榎本地域活動協議会～

大阪市鶴見区にある地域運営組織（本市における地域まちづくり協議会）である NPO 法人 榎本地域活動協議会（以下、協議会）は自治会、福祉委員会、子ども会、PTA、青少年指導員、民生委員協議会、防犯委員会、老人会といった既存団体だけでなく、はなてん音楽サロン実行委員会、よさこいソーラングループ、男の台所グループ、子育てサロン等のテーマ型の楽しいサークルも構成団体として参画しています。

従来の地域活動のように、課題解決をめざして役員が中心となり活動を担っていただくだけでなく、自分たちがやりたい活動仲間を募って楽しく行っていくようなネットワーク型の活動を実施しています。そのため、トップダウン型での活動ではなく、自分たちが企画、運営できる活動を増やしていくことで、若年層の参加を促しています。

協議会では、そのような活動を通じ参加者の増加を図ることで、様々な事業（委託事業も含む）をしていくことで、従来の様な地縁団体の枠を超え、約 1 億円の事業を行うような団体に成長しています。



(注 1) ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

(注 2) NPO：NPO とは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織を NPO 法人という。なお、ボランティア団体も NPO となる。

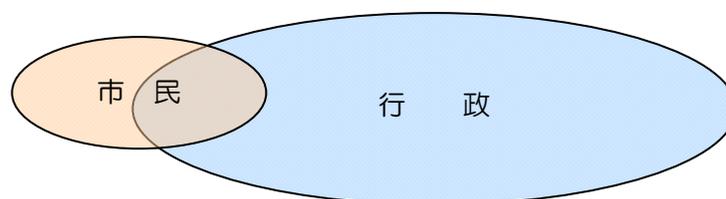
2. 協働によるまちづくり

1. 協働によるまちづくり

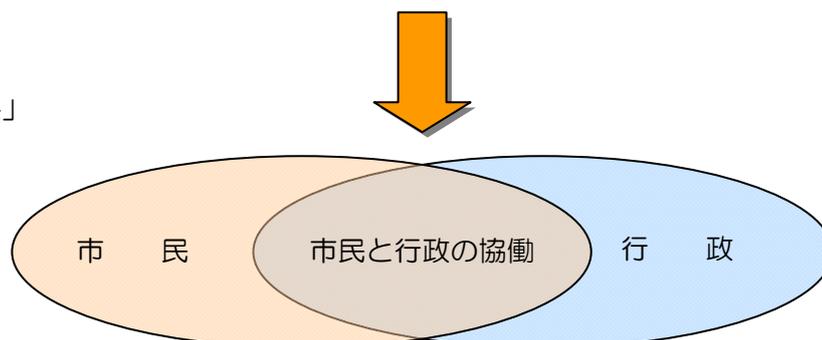
市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」(※2参照)という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」(※3参照)を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※2：「これまでの公共」



※3：「新たな公共」



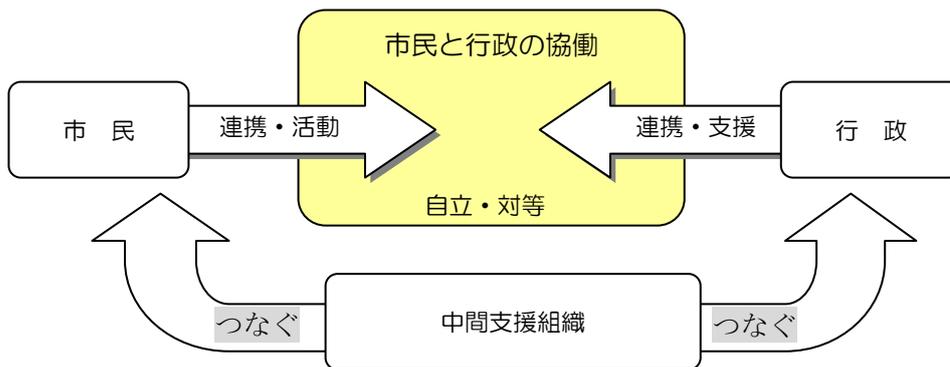
この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」(※4参照)と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」(※5参照)が大きな柱になると考えられます。

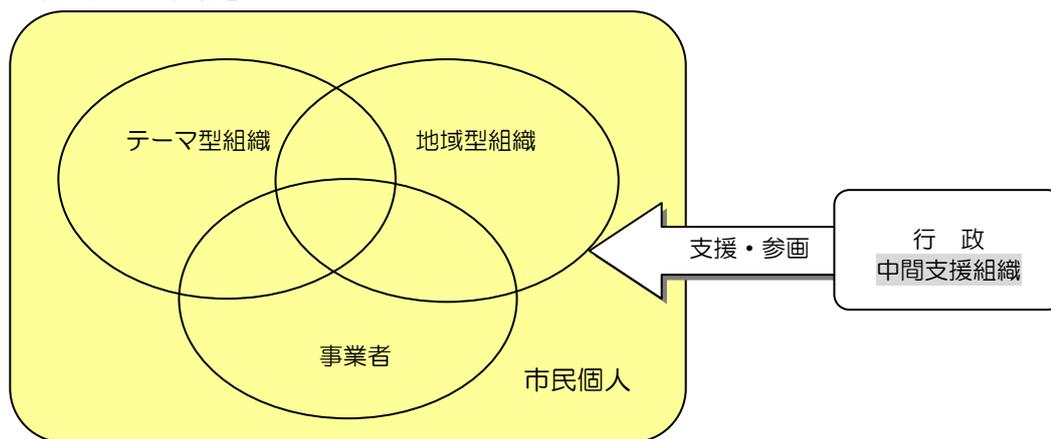
今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。また、これら二つの協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政等の間に立ち、そのパイプ役として中間支援組織(注1)も必要になってきます。

(注1) 中間支援組織：行政と地域の間立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。

※4：「市民と行政の協働」



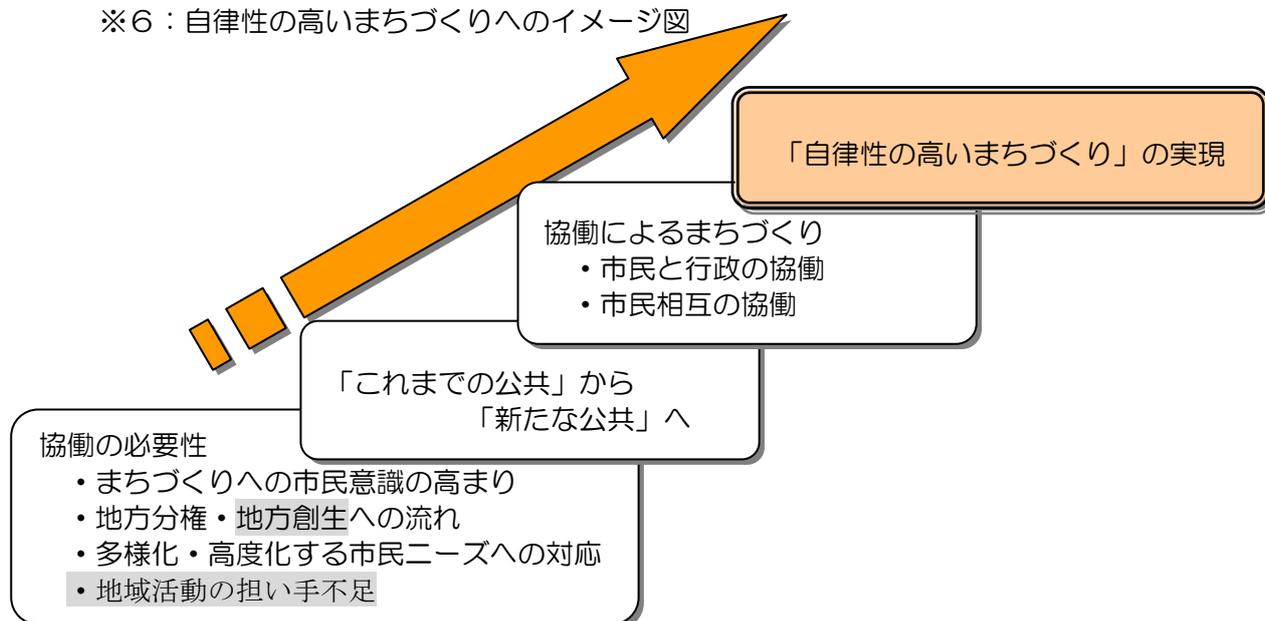
※5：「市民相互の協働」



それぞれの組織（テーマ型、地域型、事業者）
同士など、様々な形の連携も必要となります。

このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※6参照）

※6：自律性の高いまちづくりへのイメージ図



3. 行政の担うべき役割

1. 自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

(1) 市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

(2) 補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

(3) 持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

2. 行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

- ・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※7参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※7：市民と行政の領域の種類

領域	領域名	領域の説明	事業例	
行政責任の領域 ↑	行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	協働の領域	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
		公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理 など
		行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など	
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など	

3. 「行政主導型」から「協働型」へ

これまで、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

- このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。
- さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があります。市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

4. 市民公益活動の担い手

1. 市民とは

①. 市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※8参照）

- テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

NPO法人（注1）、ボランティア団体など

- 地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

②. その他の団体

NPO法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（**中間法人**や労働組合など）、趣味の団体、**ネットワーク型の組織**など

③. 市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人

なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

2. 事業者とは

①. 従来の事業者

営利を目的とした活動を行う組織や個人

②. 新たな事業者

「コミュニティビジネス」（注2）などといった形で社会的課題の解決を意識した事業を展開する社会的企業、共益志向の非営利団体である労働者協同組合（ワーカーズ・コープ（注3））、LLP（有限責任事業組合）（注4）LLC（合同会社）（注5）などの形態を取りつつ「まちづくり会社」（注6）など

3. その他

①. 中間支援組織

市民、事業者及び行政の間にたって様々な活動を支援する組織

（注1）NPO法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

（注2）コミュニティビジネス：地域が抱える課題（まちづくり、地域情報の発信、商店街の活性化、環境・資源の保全、高齢者や子育て支援など）について地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

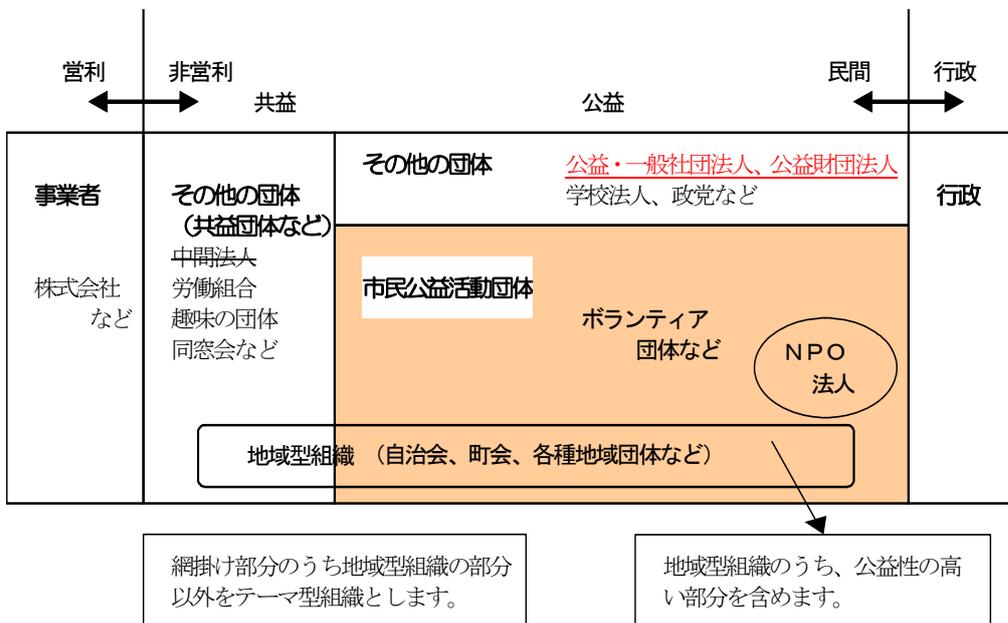
（注3）労働者協同組合：働く労働者自身が主として資金を持ち寄り、ともに経営し、責任を分かち合っており、人や地域に役立つ事業を行う協同組合のこと。

（注4）LLP（Limited Liability Partnership）（有限責任事業組合）：①構成員全員が有限責任で、②損益や権限の分配が自由に決めることができるなど内部自治が徹底し、③構成員課税の適用を受ける事業組合のこと。

（注5）LLC（Limited Liability Company）（合同会社）：①社員が1人でも設立できる②株式会社と比べ安い費用で設立できる③設立の手続きが株式会社より簡単な有限責任会社のこと。

（注6）まちづくり会社：良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社等のこと。

※ 8 : 本指針でいう市民公益活動団体の範囲 (網掛け部分)
(その担い手の主たる目的とする活動により分類)



・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表 (※ 9 参照) により整理します。

※ 9 : 市民公益活動と活動の担い手の関係性

*新たな事業者含む

		主な活動の担い手		
		市民公益活動団体 NPO 法人、ボランティア団体など	その他の団体 (例：共益団体) 趣味の団体、同窓会など	事業者 株式会社など
活 動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	*事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

・市民公益活動を行う法人としては、これまではNPO法人が一般的でしたが、法人制度改革などにより、一般社団法人や一般財団法人などの公益法人をはじめ、多様な法人形態での市民公益活動が行われるようになってきていることから、活動内容等に適した法人を選択できるよう支援していくことが求められます。

・また、事業者が行う市民公益活動について、これまでは本来事業とは一線を画して行うCSR (注6) 活動がメインでしたが、近年は本来事業を通して地域や社会の課題解決を目指す

CSV（注7）活動が注目を浴びています。このような活動においても、市民公益活動との連携・協働が進んでおり、情報の収集・提供に努めるとともに、必要なコーディネート等を行っていくことが求められています。

（注6）CSR：corporate social responsibility（企業の社会的責任）の略。企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。

（注7）CSV：creating shared value（共有価値の創造）の略。企業による経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）を両立させること。

第 2 章 支援・協働のあり方

● 1. 支援・協働の基本的な考え方

1. 支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

(1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

- ・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」(※10参照)に基づいて行っていく必要があります。

※10: 「支援・協働の原則」

a. 対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

b. 自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

c. 目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

d. 相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

e. 透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

f. 評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

(2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

- ・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

(3) 総合的かつ具体的な推進

- ・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第5次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。
- ・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

(4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

- ・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

a. 初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

b. 成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

c. 発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

2. 推進のための役割

1. 推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

(1) 行政の役割

- ・自治体運営の基本原則（第1章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに、これらを進めていくためのルールや体制を整えるなど、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

(2) 市民の役割

- ・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、相互に連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。
- ・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

(3) 事業者の役割

- ・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。
- ・これは、倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する（CSR）ことだけでなく、経済利益活動が、社会価値の創出（社会課題の解決）を視野に入れた活動（CSV）もあることを理解していくことが求められます。
- ・また、市民公益活動に対する理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

(4) 中間支援組織の役割

- ・市民公益活動や協働を円滑に進めるためには、市民や市民公益活動団体等への情報提供や各種相談、調整などを行う中間支援組織の力が必要で、中間支援組織自らの活動の質を高め、組織が充実していくことが求められています。
- ・そのため、中間支援組織は、市、市民及び市民公益活動団体等の間に立ち、市民公益活動推進のために、市民公益活動団体等の自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとします。

1. これまでの経過・成果

本指針の作成及び改訂の経過は、以下のとおりです。

平成10年 8月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成11年10月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成12年 6月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成12年～19年	「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託し、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ事業を展開。
平成16年 6月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくため、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
<u>平成18年 4月</u>	<u>第4次総合計画スタート。まちづくりの理念の一つを「協働のまちづくり」とする。</u>
平成18年 7月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成18年12月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。
<u>平成19年11月</u>	<u>市民主体による検討委員会の議論を経て、市民公益活動支援センター「るーぷらざ」オープン</u> <u>指定管理者：かわちながの市民公益活動推進委員会（かわちながのボランティア活動推進委員会から名称変更。現：NPO法人はびえる）。</u> <u>以降、3期に渡り同団体が受託。</u>
<u>平成20年10月</u>	<u>各地でまちづくり交流会スタート（最大10地域。現在、地域まちづくり協議会の取組みの中で継続している地域有り）</u>
<u>平成20年12月</u>	<u>市民と行政との協働で「協働マニュアル」を作成。</u>
<u>平成22年 5月</u>	<u>市民公益活動支援補助金制度とその原資となる基金（ふれあいのるーぷらざ基金）を創設。</u> <u>協働事業提案制度を創設</u>
<u>平成22年10月</u>	<u>大阪府より、NPO法人設立認証等の事務移譲</u>
<u>平成23年 7月</u>	<u>地域まちづくり協議会スタート（現在13小学校区中11校区で設置）</u>
<u>平成28年 4月</u>	<u>第5次総合計画スタート。まちづくりを支える政策として「協働によるまちづくり」を定める。また、小学校区ごとに地域ワークショップを実施し、地域別計画を策定。</u>
令和3年 4月	イズミヤゆいテラス内に、かわちながのボランティア・市民活動センターを開設し、「るーぷらざ」の機能を移転。
<u>令和 3年 ●月</u>	<u>市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を改訂</u>

2. 市民公益活動とは

- ・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公益とは：不特定多数の第三者の利益。(特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含まれます。)

共益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営利とは：利益追求を目的として活動すること。

(活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。)

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。

(活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。)

- ・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。
- ・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。
- ・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

河内長野市 自治安全部 自治協働課

住所：〒586-8501

河内長野市原町1丁目1-1

電話：0721-53-1111

FAX：0721-53-2380

E-mail：jichisinkou@city.kawachinagano.lg.jp